

第四十回国 参議院地方行政委員会會議録第二十三号

昭和三十七年四月十二日(木曜日)
午前十時三十分開会

委員の異動
本日委員山本伊三郎君辭任につき、その補欠として占部秀男君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 小林 武治君
理事 野上 進君
増原 恵吉君
秋山 長造君
基 政七君

委員 小柳 牧衛君
西郷吉之助君
津島 壽一君
鍋島 直紹君
湯澤三千男君
加瀬 完君
松澤 兼人君
矢嶋 三義君
山本伊三郎君
中尾 辰義君

委員以外の議員

國務大臣

自治大臣

政府委員

人事院事務総
局長局長 瀧本 忠男君
總理府總務長官 小平 久雄君
總理府恩給局長 八巻淳之輔君

大蔵省主計 平井 迪郎君
局給与課長 大上 司君
自治政務次官 柴田 護君
自治大臣官房長 佐久間 彌君
自治省行政局長 佐久間 彌君
事務局側 常任委員 福永与一郎君
会専門員 兒玉 政介君

参考人

中央社会保険医 兒玉 政介君
療協議会会長 栗山 益夫君
全日本自治団体 白鳥義三郎君
労働組合委員長 志野市長 眞辺 芳郎君
千葉県 眞辺 芳郎君
全日本水道労働 眞辺 芳郎君
組合委員長 眞辺 芳郎君
日本母親大会実 眞辺 芳郎君
行委員会副委員長 眞辺 芳郎君

本日の會議に付した案件

○地方公務員共済組合法案(内閣提出)
○地方公務員共済組合法の長期給付に
関する施行法案(内閣提出)

○委員長(小林武治君) ただいまから
委員会を開会いたします。

地方公務員共済組合法案及び地方公
務員共済組合法の長期給付に関する施
行法案を議題といたします。

本日は、お手元にお配りいたしてご
さいいますとおり、五人の方々に参考
人として御出席いただくことになって
おりますが、参考人の皆様一言ごあ
いさつ申し上げます。
本日は御多用のところ、わざわざ当

委員会のため御出席をいただきまし
て、まことにありがとうございます。
これより順次御意見を述べたいだく
わけでありまして、午前中は、御出
席の三人の方から、お一人約二十分
程度で御意見を承り、後刻さらに委員
からの質疑にお答えいただくことに
したいと存じます。よろしく御協力
のほどをお願い申し上げます。
それでは兒玉参考人をお願いいたし
ます。

○参考人(兒玉政介君) ただいま御指
名にあずかりました兒玉でございます。
本日は、地方公務員共済組合法案
並びにその長期給付に関する施行法案
御審議の参考人としていたしまして御呼
び出しかつたわけでありまして、さ
が、元来、まことに不勉強でありまし
て、御満足のいくような意見を持ち合
わせないことを、まことに恐縮に存じ
ておる次第であります。

さて、今から三年前に、国家公務員
につきましましては、医療保障並びに所得
保障全面にわたる総合的な共済組合法
が制定せられました。特に退職年金
制度におきましては、それ以前の恩給
方式を、いわゆる社会保険方式に改め
まして、近代的公務員制度の理念に沿
うた新退職年金制度が設けられました
ので、その当時から、地方公務員につ
きましても、国家公務員に準じた社会
保障制度、特に退職年金制度を確立す
べきであるという必要性が叫ばれまし
て、地方自治関係の六団体その他から
も要望がございまして、また地方制度

調査会からは、昭和三十五年度から実
施できるといふ地方公務員の退職年金
制度に関する統一的法律の制定、そ
の他諸般の措置を講ずべきであるとい
うことで、改正案の要項を答申せられ
たのでありますが、それらの中にも指
定せられておりますとおり、地方公務
員に関する社会保障制度の現状は、都
道府県と市町村の間におきまして、ま
た、その同じ地方公共団体の職員であ
りましても、その身分や職種によりま
して著しく異なっておりますために、
統一的包括的な制度に移行するという
ことはいろいろ困難もあり、その立
案にあたりましては、関係団体及び関
係主務官庁の間の意見調整が容易でな
かつたろうと思われまして、今回ようや
くその間の調整もついたのでありま
しょう。両法案が提案せられましたこ
とは、これを要望し来たりました地方
関係団体においては、たいへんな喜びと
してのことと思われ、たいへんな喜びと
思ふのもまた同じような感じを持つ一
人としていたしまして、この法案に対す
る若干の意見を申し述べようと思いま
す。何分この席にはふなれであ
ります。また、時間の制約もありま
すので、どういふ点を主題にしてど
の程度に申し述べればよいのかという
こともよくわかりませんが、ちょうど
皮切りでもありまして、まず総論
的に五、六の点につきまして大まかな
所感を申し上げたいと存するのであり
ます。

第一の問題は、地方公務員に関する

社会保障制度の体系整備ということ
であります。わが国の社会保障制度
は、全般的に戦後急速な進展を見たの
であります。公務員制度におきま
してもその例に漏れるものでなく、戦
後急速に進展をいたしましたのであ
りまして、その関係上、内容におきま
しては各種区々になっておりますた
めに、近年に至りましてようやくこれら
の各種制度の統合整備の必要が合頭し
て参りまして、本年の初頭にも、私
は、ある専門雑誌から、統一社会保
法ということがございまして、その際にも、私
は、まず内容の調整を行なつて、次
いで統合すべきであるという実は回答を
出したのであります。これは少し古
くなりますが、十年、もつと前に、I L
O の出した報告の中にも、まず調整、
次いで統合という報告書が出ておるの
であります。今回の法案そのものに
つきましても、実は同じことが言える
と思ふのであります。国家公務員と
地方公務員との間における調整と同
時に、特に同じ各種地方団体の間にお
いて、公務員の社会保障制度は、今回
の御呼び出しに際しましてちょうだい
をいたしました自治省の参考資料にも
書かれてありますとおり、まことに
区々ばらばらでありまして、他の例に
ないような極端なばらばらであると思
うのであります。かような例こそ、ま
づ先に調整をはかつて統合せらる
べきものであると同時に、社会保障制
度のこういう不統一が原因をして、人

事の交流にも支障を来たしておるといふことであります。また、従来のような恩給的な制度をもって進んで参りますれば、将来の地方財政負担に非常な重圧を加えることとなるおそれがあると存じます。かような見地から、私は地方公務員の社会保障制度は、すみやかに調整統合することを希望するものであります。しかも、地方公務員に対する諸制度は、地方公務員法におきましても、国家公務員に準ずるという建前になっておりますので、国家公務員共済制度と歩調をそろえるという法案の趣旨は全面的に賛意を表するところであります。それだけでも、従来の制度に比べて一歩前進したものと見てよいと考えるのであります。ただ、前に述べましたように、複雑した諸制度を一気に統一することは、既得権あるいは期待権の問題もございましょう。多年の沿革もありまして、これを円滑に施行するためには、若干の激変緩和の取り扱いもやむを得ないかもしれぬと思ひます。この際、内容について一その改善を要する点もありましょう。また半面には、財源に関する制約もありましょう。したがって、この際全くつきりとした進展、あるいは移行ということは困難であることも察しがつきますので、かくのごとき検討すべき諸問題は、国家公務員共済制度あるいは他の社会保障制度とあわせて検討を加えまして、将来よりよい制度に発展せしむることを希望する次第であります。

第二点は、新しい統合共済制度を運営する組織、規模の問題であります。今回の法案の基本的な特徴の一つは、特に長期年金制度におきまして従来と

あつた制度の沿革などを考慮した結果でもありまして、組合の円満かつ円滑な運営をしたいという考えから、やむを得なかつたものでありまして、そこで、これら小規模な組合の運営上の欠陥をカバーするために、これらの組合につきましては、それぞれ連合会を設けて保険財政の安定性と弾力性を確保し得るように配慮しておるようでございます。この点は適切であると考えるのであります。

第三点は、保険給付の問題であります。法案によりまして、大体において国家公務員制度になつたもので、その長期給付は従来の制度を相当上回わるものとされておりますが、しかし半面に、資格期間の延長であるとか、掛金の増徴であるとか、従来の制度とは異なつた点もあるものであります。これらの点は、当然移行前の組合員の既得権なり期待権に深い関係のあることであります。こうした既得権及び期待権につきましては、よく考慮が払われているように考えられます。もちろん、よりよい希望から申しますれば、内容の改善について、いろいろの意見もあることと存じます。できればそれはもとよりけっこうなことでありまして、しかし、法案の根本的な当面の目的が国家公務員制度と歩調を合わせようという建前であり、また半面には、財源の負担の関係もあり、あるいは地方団体の財政上の関係もあるということとでありまして、これらの問題は、将来国家公務員共済制度や、さらに他の諸制度、その中には退職手当制度など包含しまして、十分検討を加えまして改善されることを希望いたしますのであります。

第四点は、長期給付における積立金の運用であります。長期給付の財源は、申すまでもなく組合員の掛金と地方公共団体の負担金でありますので、法案におきましては、これらの積立金は、職員福祉の増進または公共団体の行政目的の実現に資するように運用しなければならぬといつておりますが、これは当然のことでありまして、その資金なり加入組合員の数から考えましても、相当巨額に達しますので、運用のいかんということは、地方経済のみならず、国の財政あるいは金融の上にも大きな影響を与えるものと考えられますので、その運営管理につきましては万端漏れなく慎重に配慮を加えられることを期待したいと思ひます。これはもう法文の問題以上に実行上の問題でありまして、自治省の腹案として仄聞いたしておるところでは、適当なる考慮が払われているように感ぜられるのであります。

第五点は、地方団体の負担に対する財源措置であります。この長期給付に要する負担財源につきましては、すべて地方交付税で措置をされるということでありまして、国庫が直接負担することとしないようであります。この点は三年越しぐらいになりました。うか、政府内部におきましてはいろいろと折衝を重ねられましたが、満足な結論に達せず、そのうちにこの制度をすみやかに発足させるということになりました。やむを得ずかような措置となつたように承知をいたすのであります。が、本案のような地方公務員に関する大きな制度を国家がほとんど顧みるところがないということは、他の社会保障制度との均衡上も、あるいはまた、この社会保障に関する国家の責任という筋道から見ましても、一貫して、他の社会保障制度と同様に国庫においても一定割合の負担をするということが望ましいと思はれるのであります。また制度の切りかえに伴う追加費用は驚くべき巨額に上ると聞いておりますが、これに対する措置も法案においては明確にされていないのであります。国家公務員共済制度の方式を決定した上で、これにならう措置をするというところのよう聞いておりますけれども、その取り扱いのいかんということも、直ちに組合財政また地方財政の将来を左右するたいへんな問題であると考えられますので、すみやかに検討を加えて、組合財政のみならず地方財政の上からも慎重な対策を講ぜられたいと思ふのであります。

と考へられますが、これは関係者も従来望んでいたことでもありません。この措置は當を得ているといえましょう。しかし、そのために、いたずらに運営が放縱に流れるようなことがあつてはこれならぬのであります。政府は、これらの組合が公共的な特殊法人であるという観点から適切な行政指導と、また与えられた権限の善用により、制度の運営に關係をする当事者もまたよくこの制度の本質にかんがみまして、組合の運営が適正かつ円滑になされるように努力すべきであると考へるのであります。

要するに、地方公務員の生活安定の制度が社会保険方式として確立されたこと、従来の職種によるばらばらな制度が大体統一をされたということ、国家公務員共済組合制度と歩調を整えたということ、これらの点は本法案の大きな収穫であると存じます。その意味において本法案の成立を要望する一人として、はなはだばく然としたお喜びでしたが、若干の意見と要望を申し述べたのであります。

ふなれなことではあります。けれども、ふなれなことも存じますので、それらの点は、お示しによりまして幸ひ私のお答えし得る事柄でありましたなら補正して申し上げることにして、私の意見の開陳を終わることにいたします。御清聴ありがとうございます。

○委員長(小林武治君) ありがとうございます。次に、栗山参考人をお願いいたします。

○参考人(栗山益夫君) まず冒頭に、地方自治体に働く多くの職員及び家族の福祉増進のために真剣なる審議を続

けられる地方行政委員の方々に深甚な敬意を表したいと思います。

今回政府提出の地方公務員共済組合法案及び同法施行法案については、私たちが残念ながら賛成できないという観点に立つて幾つかの参考意見を申し述べたいと思つております。

第一番目に、共済組合の組織運営及び役員の選任の方法が各種組合間に統一を欠いておる、民主主義の原則にそむき、組合員の利益を守るに適當でないということであり、地方共済及び公立学校共済、警察共済の三共済は、大臣任命による運営審議会委員によつて運営され、都職員共済及び指定都市職員、市町村及び都市共済の四共済は、任命及び選挙による議員により組合公方式によつて重要事項が議決されることになっております。また、役員である理事長、理事、監事の選任についても、前者のほうは主務大臣の専権に属してあります。後者はおおむね選挙制をとつておるのであります。また、委員、議員の権限についても非常に差等がありますし、議員についても、三共済のほうは組織職員も多数であるにもかかわらず十名以内というよう

な数に制限をいたしております。四共済は逆に倍數以上の議員によつて審議されることになっておるのであります。一體、同じ法律で定められる共済組合の運営について、このように異なつた方式をとらなければならぬという理由を私はどうしても理解ができないのであります。

また、何がゆゑに地方共済等の三共済では組合公方式をとらうとしないのでありましようか。運営審議会委員の選任は、組合員で組合の業務その他組

合員の福祉に関する事項について広い知識を有する者のうちから主務大臣が任命することになっておりますが、現在の地共済の実情を申し上げますと、これはこの法案と同じように中央運営審議会の制度をとつておりますが、自治大臣が數多い組合員の中から適任者を発見するということはおおよそ困難であります。そのために知事の代表あるいは事務担当者、甲種乙種の組合員代表というふうに区分けをしたり、あるいは地域的に組み合わせる形をとつておるのでありますが、そのために委員はいつの間にか持ち回り制になっております。名譽職化してしまつておるのであります。また、地域別、種類別に選出された委員は、何ら組合員に審議状況を報告するという機会もないし、組合員の意思を問うこともしてありません。また、實際そのすべもないであらうと思つておるのであります。この制度というものは、事務当局者の原案を単に見るだけの程度で、ほとんど内容の事実上の審議なしに、当局者まかせの運営になるという危険性があるのではないかと思つておるのであります。

こうした状態では、私は共済組合という社会保険的あるいは相互扶助の組織でもある組合員に対して、多額の組合費を負担する組合員が不信感を持ち、不満を持つのは當然であらうかと思ひます。私は類似の組合組織や法人で健康保険組合や各種の協同組合等の例をあげるまでもなく、組合員に議決機関選任の権限を一切与えないという非民主的な運営をとつておる組織を聞いたことがありません。国家公務員、

公社等の組合にはそういう例があるかと思ひますが、そのほかではそういう例を聞いたことがありません。また、組合員でない者が理事長になる、理事になる、こうした重要な役員に選ばれておるといふ、こういう組織も聞いたことがございせん。多くの法律、政令で規制されておるこのような組合では、この審議会や組合会が組合員の負担に關する掛金を審議する以外は、第五条に掲げておる福祉事業だけだといつても私は過言ではないと思つておる。このような福利厚生に關する事業についてまで過半に近い負担をする組合員の意思を受け入れる方法を欠くに至つては、共済組合の精神を全く失つたものと言わなければならぬと思ひます。また市町村共済、都市共済の連合会の場合も同じような形になっておりますが、重要事項を審議する總會における議員の選任について、理事長となる市町村長四十六名、一般組合員より選挙するもの九名という比率を法定化しようとしておるのであります。これは三共済から見れば一歩の前進はあるとしても、このような資力の非民主的な選任方法も私としては賛成できないのであります。したがつて、組合の運営については、主務大臣はかなり大幅な認可権あるいは監督権があるのではありませんから、掛金を負担する組合員選出半數、首長側半數の原則を執行機関あるいは議決機関を通じて採用して、組合員が心から自分の組合であるという自覚を持ち得るよう修正をしていただきたいと思つておるのであります。

第二番目に申し上げたいことは、共済組合の長期給付及び費用負担の点で

あります。政府は既得権を保障したと言つておりますが、現実には既得権、期待権を大幅に失う數多くの組合員ができるということであり、この点については、国家公務員共済あるいは公社職員共済の移行の際のごとく、恩給制度や共済制度がほとんど一様である、あるいは雇用人と官吏というふうな一定の差別があつた場合と事情が著しく違つておると思つておるのであります。

第一番目に掛金に例をとつてみても、現在長期給付に相當する掛金は、吏員は千分の二十、雇用人は千分の三十八が最高であります。国家公務員や公社の場合には大体この率でほとんど同じだつたわけですが、地方公務員の場合にはこれが最高であります。自治体の特殊事情によつて最低無拠出という千差万別の実情にあり、新制度によれば、その計数的根拠も明らかにされないままに、一挙に千分の四十四と大幅に引き上げられることは、現実にはわれわれにとっては貨下げを意味します。地方公務員の生活を脅かすことになるのではないかと思つておるのであります。そうした極度の不快感というものは、一方國家公務員の場合にもそうした例がありましたが、不払い同盟などという問題が起きて、職場の混乱があつたわけであり、

第二は、受給資格年限の問題であります。これは吏員十七年、雇用人二十年が最高であります。もっとも条件のよいところでは、雇用人通算十年で年金がつくところがあります。直接住民に接する現業部門の多い市町村では、中年採用者が多いという実情にかながみて、非現業部門の多い國家公務員、府県職員より短い期間で年金をつける

三

必要であつたからであります。さらに減額年金や加算率等幾多の不満がないわけではあります。地方制度調査会もこれらの点をおもんばかつて、しかしながら、地方公共団体の自主性、自立性はこれを尊重しなければならぬので、法律による退職年金制度のほか、地方公共団体が条例をもって、たとえば法律による退職年金制度と条例による退職年金制度の二重適用の方法を採用することや、付加的な制度を定めることによって、職員にとって不利にならないよう措置すべきであるといつております。私はこれらの点を明確に本法案の中で保障されるよう修正されることを希望したのであります。

第三番目に指摘したいのは、積立金、余裕金の運用についてであります。公立学校共済及び地方職員共済の一部の余裕金は、資金運用部資金として預託することになっております。その他の組合の場合は、地方債に充当することになっておりますが、現在多くの組合員は、住宅の問題や結婚、教育等の生活資金を非常に必要としているのであります。できるだけ単位組合の自主的な運営にゆだね、最小限、組合員の積立金は、組合員の福祉事業に充當して、いやくもこれらの資金を他の方面に使うためにこの組合制度ができるのだという印象を組合員に与えないように決定をしていただきたいと思ふのであります。

第四番目は、物価の値上げに即応すること年金制度とするよう法定化していただきたいのであります。私たちは今度の戦争を通じて郵便年金や生命保険、養老年金等、もちろんこれは恩

給の受給者の場合も同様でありましたが、しかし、郵便年金や生命保険等は少なくとも任意加入でありましたから、これは個人の責任ということに帰することもできます。今度の組合のごとき強制加入を建前とする恩給制度においては、はたして年金額が将来の生活を保証できるかという不安があるものであります。ちょうど公務員の給与の場合について、一定の物価の上昇、生計費の高騰に際しては、人事院が給与引き上げの勧告をするごとく、一定の物価の上昇、生計費の高騰と見合つて年金額を引き上げ、生活に対する期待権と希望を与えるごとく法定化するようをお願いしたいと思ふのであります。それらは資金運用の方式いかなんでは可能であると考えられるからであります。

最後に申し述べたいことは、本法案の制定にあつて、私たち地方公務員をもつて組織する労働組合は何回となつて自治省当局と交渉をして参つたのであります。特に石原大臣以来の歴代の大臣は、これを強行しないと約束して参りました。これらのことは地方自治の本旨をわきまえて、手づから法定化することは、当局の良心が許さなかつたからであらうと、私は解釈いたして参ります。政府内部におけるいろいろの折衝の過程を経て、地方公務員の充當の名において、不交付団体に一銭の見返りもなく、法定化し、統制をしようとしておられるのであります。また、その内容においても、われわれの意見をいれなく、逆に一歩ずつ後退していくという経過を経ているのであります。

特に委員の方々に申し上げたいと思ふことは、政府の提案理由の説明の中に、地方公務員の福祉を増進するためという表現が使われておりますが、われわれとしては掛金負担者であります。また同時に受益者であります。こういう立場に立つて、数多くの集会を持ち、あらゆる角度から真剣な検討を続けてきたつもりでありますが、一部雇用人の通算措置、退職手当の引き上げの指導等を除いては、掛金の大幅引き上げに見合ひ、運営の非民主化の不快指数を計算すると、自治体職員に利益するところはきわめて少ないのであります。既得権、期待権を剝奪される部門が非常に大きいのであります。また雇用人からの通算退職手当増額等は、すでにかなりの自治体で実施しているごとく、本法律の制定がなくとも、自治体自体の条例で解決できる問題でもあります。社会保障制度審議会が答申したごとく、多くの検討を要する部門もありまして、現に地方自治体職員のごとく一律でない現状に照らして、給与の一部であり、延長でもある年金制度の一元化は、私たちの主張する点が考慮されない限り、なお若干の年月をかすることが妥当であると考えて、委員の方々の御協力をお願いして、私の参考意見を終わりたいと思ひます。ありがとうございます。

○委員長(小林武治君) ありがとうございます。次に、白鳥参考人をお願いいたします。○参考人(白鳥義三郎君) 習志野市の市長の白鳥でございます。当委員会がいつも自治行政の進展について格段の御配慮をいただいておりますことをつしんでお礼を申し上げますと存じます。本日、参考意見を求められましたこの法案も、実はここ数年來、皆様方の御支援を待ちながら、各方面に陳情を続けて参つたものでございまして、それがどうやら目の目を見て、ここに政府の提案と相なつた経過にかんがみまして、私たちは皆様方の今までの御配慮を今さらながらありがたくお礼を申し上げたいと存ずる次第でございます。

今まで私たちがなぜ何年も何年もかかつてこの法案の成立を期待して参つたかと申し上げますと、それは先ほど見玉参考人からお述べになりましたような、地方公務員の福祉の増進のために今までとなく欠くるところがあつた制度をここに統一して、国家公務員に準じて御制定に相なつたという点もございまして、なお、私たちが自治行政を担当して参りますうちに非常に困つておつたことが数々あつたのでございまして、そのうちのひとつが、人事の交流が非常に不円滑であつたわけでございます。何せ退職手当につきましても、自治体あるいは自治団体に依つてそれぞれ異なつておりましたために、人事の交流に際して大きな支障を来たしておつたわけでございます。それが最近自治行政がだんだん複雑化し、多方面にわたつて参りますと、どうしても困る職員あるいは府県の職員を市町村のほうにお借りしなければならぬ部分もたくさん出て参ります。事務員ばかりでなしに、技術職員のごときにつきましても、今私たちが、地方の市町村といひまして必要な技術員を獲得することがなかなか困難でございまして、こ

れが府県のほうの御援助をいただいで、適當な指導者を御派遣いただき、それのもとに職員を養成していくというふうな手段でも請じない限り、なかなか技術職員の獲得は困難を來しているわけでございます。なおまた教育委員会の職員等におきましては、教育長をはじめ県の職員をどうしてもお借りしなければならぬ部分がたくさんあるのでもございます。それが人事の交流がなかなか円滑に参らない。そのために、市町村の教育長としてお迎えいたします方も、大部分の方々が現職を退いた方だけでございまして、これでは教育の進展に大きな支障を來たすのではなからうかと、実は遺憾に存じておつたわけでございます。むしろ現役のばりばりした校長先生を教育長としてお迎えし、何年かの間、ごめんどうを見たとすで、さらにまた県のほうにお返しをするというふうなこともなおります。地方の教育行政も一段と進展するのになからうかと考えておるわけでございます。どうも、府県の職員と市町村の職員と、いつも交流が、年金の問題を通じてまして支障を來たしておるといふ現状でございまして、これらの点について、今回、通算制度が実施されますならば、人事交流においても明るい見通しが立ち、ますます複雑化して参ります、専門化して参ります地方行政を振興していく上において、大きな寄与をなすものと確信いたしておる次第でございます。

なお、通算の問題について、特に最近考えられますことは、国民年金制度が施行されましたから、各種の公的年金との通算の問題が起つておることは、諸先生方の御案内のとおりでございまして、

善するとか、あるいは掛金について工夫をするとかいうことで福利を考へていくということにいたせばよからう、また、それを希望するのである、こういう意味で私はさっきの意見を申し上げたのでありますが、たとえば昭在の地方職員の給与などを見ましても、東京都と貧弱府県との間には相当の開きがあるということをよく指摘されております。また府県や市、あるいはごく僻陋の村等に至りますと、そうい

いう点にはたいへんな相違があると思いますが、これはこれなりにやむを得ない面もありましょうし、また工夫をすべき点もあると思いますが、保険制度として望むときには、高いところは高いなりに掛金も高いが給付も多い。低いところは掛金が安いのが給付も低いというように、これはどうもやむを得ないことであらうと思いますが、ただ、そのもとになる給付の率であるとか掛金の率であるとかいうことについては、一つの国家的制度として考えるときには、統一をとっておいたほうがいいのではないか、こういう意味で私

は申し上げたわけであります。私のお答えを申し上げます。

○参考人(栗山益夫君) 私は今質問された先生の意見と全く同感でありまして、地方自治体の職員が、たとえば国家公務員より給与が高いからどうであるとか、自治体ごとに多少の違いがあるということとは当然であらうと思っておりますのであります。特に沼津野市の市長さんのほうからは、年金制度が一本でないために人事の交流ができないのだというように言い方で、今度の制度があることが即人事の交流ができるのだと、こういうようなお話がありました。

一面そうした面もありましようけれども、主として、国家公務員になろうとする気持と、地方自治体の職員になろうとする気持、まあ人間の共通した感情といえますか、大きなところの舞台のほうがいい、小さいところははいやなんだと、こういうようなことがあろうと思います。まあ国会議員のほうがよくって、都道府県議員のほうがお粗末なんだというようにことではないと思いますが、そういう似たような人間の心理状態があると思うのです。

で、今そのために、習志野の市長さんがおっしゃるような状態、いわゆる小さな市では、かなり給与を高くないと、優秀な人材が集まらない、ことに非常に、現業関係でも事務関係でも、民間がかなり給与が高くなっておりまし、同じ賃金ならばやはり国家公務員のほうがいいんだ、こういうような感覚が出て参りますので、どうしても地方自治体の職員のほうが、私は本質的には住民に近づく仕事をして、いかに給与を与えたほうが、自治体の仕事もうまくいきますし、ほんとうの民主的な行政ができる、こういうふうな考えております。給与問題が基本の問題で、年金そのものでどうだということではないと思います。また年金問題も、先ほど申し上げました、それがその歴史的な過程をもつて、たとえば横浜市のように、十年間で雇用人通算年金がつくというのには、地域における民間産業との関連などがあって、先輩が労々と努力をして作りあげてきた成果だろうと私は思っております。そういうものを一ぺんにくつがえしてしまふ、こういうことに私は賛成ができない。ことに地方制度調査会等の意見を参照しつつ、国家的なものを条例でできるようにこの過程で残してもらいたいということを参考に申し上げたわけでありまして、以上でございます。

○参考人(白鳥義三郎君) ただいま加瀬先生のほうからの御質問を受けました問題でございますが、先ほどお二方の御意見で大体尽きるのじゃないかと思ひます。この共済制度は社会保障制度の一環でございますので、全体の社会保障制度を推進するのに便利なるように、よりやすいように統一的な制度を作っておくほうがいいんではないか、そう思ひますが、なおまた、栗山参考人のほうから申し述べられましたことと、これはまあ給与体系できめるべきこととございまして、年金の掛金をどうこうするということで待遇改善にはならないのじゃないか、むしろそれは給与体系のほうの問題だろうと、そう思ひます。給与のほうにつきましては、地方公務員の給与は国家公務員に準ずるという一般原則があるようございしますが、その間について適当な御配慮をいただいて、この問題は解決いたすべきだろうと、そう考へておられるわけでございます。

○参考人(白鳥義三郎君) お説のとおりでございます。職員を募集するのに今なかなか困難を感じておられるような実情でございます。したがって、ただ募集いたしますと、申し込みを受ける人たちはかなり多いのでございまして、私たちのようなごく貧弱なところでも、吏員の募集を公報に掲載いたしますと、たいがい十倍以上の申し込みがあることだけは事実のようでございします。しかし、それを試験をしてみますと、なかなか私たちの思うような人材が得られないというの、一つの悩みに相なっております。そこで、実情を申し上げますと、私のほうなどは、女子職員が非常にふえておりました、男子のほうは、近郊都市の関係もあるかもしれないが、東京に出たがりな人もなかなか市役所のほうへは希望者が比較的少ないのでございします。女子職員にはかなり優秀な者が就職を希望しておりますが、したがって、試験採用の結果は、大体女子職員を採用するという結果になっておるのでございします。先ほど御指摘の清掃夫のようなことになりましたと、これはもう年配者でないとなかなか集まって参りません。これは都会でも、大都市等ではほぼ同じ状況ではなからうかと考へるわけでございます。

○参考人(白鳥義三郎君) ちよつと議事進行について、ただいま加瀬委員が、参考人の方々に御意見を伺つておられるわけで、後ほど僕らも伺いたいと思ひますが、それで、参考人に失礼でございますけれども、できるだけお答えを簡単に数多く聞かせていただくように御配慮の方をお願ひしたいと思ひます。お互い大体二つ聞けば五つくらいは……、皆さん方もそうだし、ふつつかながらわれわれもそうですから、それでできるだけたくさん項目についてお聞きしたいと思ひます。かようにお取り計らいいただくと非常にありがたい、こういう希望でございます。

○委員長(小林武治君) ただいま矢嶋委員御発言のようによりお願いいたします。

○加瀬完君 社会保障制度ということが前提でございますから、本法案が施行されれば、すべての職域で今までよりも社会保障の実があらなければならないわけですが、必ずしも参らなれないところが出てくる。ですから、それは先ほど参考人の方がお述べになつたように、経過措置でそれらが救済されておらなければなりません。が、本法案に示された内容の経過措置では、それは解決されておらないではないか。この点が一つ。

それから、白鳥参考人がお述べになつておられますように、これだけには限りませんが、あらゆる面で人事交流というものが行なわれなければならぬというところは、そのとおりだと思ひます。その人事交流という点から見ても、こういうように既に既得権なり期待権なりというものを抹消するということでは、この法律の提案説明の中にもありましたように、行政効率を確保するということの意味合いにおいて、既得権なり期待権なりというものはどのよう

に確保されておるかといふと、それにも非常に私は本法案の内容では欠けておると思ひますが、この点を児玉さんと栗山さん、ひとつお答えいただけないか。

○参考人(児玉政介君) 簡単にいうことでありますから結論的に申し上げるわけですが、私はさつき申し述べましたように、こまかい点は私も実はそこまで掘り下げておりませんので、この点は恐縮なんです、ごく大まかに、私もずっと読んでみましたが、大まかにみまると、大体既得権といふと、は尊重されておるといふように、私は大体から見ても、個々の小さい例をとって具体的に申せば、あるいはそういうところがあるかどうかはわかりませんが、想像してみれば、今さつきもお話しになつたように、十年でつくところ、それが二十年になるというところ、その面で見れば不利だといふことだと思ひますが、既得権といふのは、前に十年であった、十年働いた部分については認められておる、こういう意味なんです、今度これを直して二十年にする、そのかわり給付の率もたいへん高くなつてくる。そういう面で見ると、大体私は既得権も期待権も尊重されておる、それにプラス新しい制度が加わつてきたのである、こういうふうな考へてさつきのようなお答えを申し上げたわけでありました。こまかいことは皆さんのように研究をいたしておりますので、御期待に浴さないかと思ひます。

○参考人(栗山益夫君) 私は既得権、期待権がかなりこなわれるのじゃないかといふことを申し上げたのです、第一番目に、掛金が倍以上に上る

ので、参考人に失礼でございますけれども、できるだけお答えを簡単に数多く聞かせていただくように御配慮の方をお願ひしたいと思ひます。お互い大体二つ聞けば五つくらいは……、皆さん方もそうだし、ふつつかながらわれわれもそうですから、それでできるだけたくさん項目についてお聞きしたいと思ひます。かようにお取り計らいいただくと非常にありがたい、こういう希望でございます。

○委員長(小林武治君) ただいま矢嶋委員御発言のようによりお願いいたします。

○加瀬完君 社会保障制度ということが前提でございますから、本法案が施行されれば、すべての職域で今までよりも社会保障の実があらなければならないわけですが、必ずしも参らなれないところが出てくる。ですから、それは先ほど参考人の方がお述べになつたように、経過措置でそれらが救済されておらなければなりません。が、本法案に示された内容の経過措置では、それは解決されておらないではないか。この点が一つ。

それから、白鳥参考人がお述べになつておられますように、これだけには限りませんが、あらゆる面で人事交流というものが行なわれなければならぬというところは、そのとおりだと思ひます。その人事交流という点から見ても、こういうように既に既得権なり期待権なりというものを抹消するということでは、この法律の提案説明の中にもありましたように、行政効率を確保するということの意味合いにおいて、既得権なり期待権なりというものはどのよう

に確保されておるかといふと、それにも非常に私は本法案の内容では欠けておると思ひますが、この点を児玉さんと栗山さん、ひとつお答えいただけないか。

○参考人(児玉政介君) 簡単にいうことでありますから結論的に申し上げるわけですが、私はさつき申し述べましたように、こまかい点は私も実はそこまで掘り下げておりませんので、この点は恐縮なんです、ごく大まかに、私もずっと読んでみましたが、大まかにみまると、大体既得権といふと、は尊重されておるといふように、私は大体から見ても、個々の小さい例をとって具体的に申せば、あるいはそういうところがあるかどうかはわかりませんが、想像してみれば、今さつきもお話しになつたように、十年でつくところ、それが二十年になるというところ、その面で見れば不利だといふことだと思ひますが、既得権といふのは、前に十年であった、十年働いた部分については認められておる、こういう意味なんです、今度これを直して二十年にする、そのかわり給付の率もたいへん高くなつてくる。そういう面で見ると、大体私は既得権も期待権も尊重されておる、それにプラス新しい制度が加わつてきたのである、こういうふうな考へてさつきのようなお答えを申し上げたわけでありました。こまかいことは皆さんのように研究をいたしておりますので、御期待に浴さないかと思ひます。

○参考人(栗山益夫君) 私は既得権、期待権がかなりこなわれるのじゃないかといふことを申し上げたのです、第一番目に、掛金が倍以上に上る

ので、参考人に失礼でございますけれども、できるだけお答えを簡単に数多く聞かせていただくように御配慮の方をお願ひしたいと思ひます。お互い大体二つ聞けば五つくらいは……、皆さん方もそうだし、ふつつかながらわれわれもそうですから、それでできるだけたくさん項目についてお聞きしたいと思ひます。かようにお取り計らいいただくと非常にありがたい、こういう希望でございます。

○委員長(小林武治君) ただいま矢嶋委員御発言のようによりお願いいたします。

○加瀬完君 社会保障制度ということが前提でございますから、本法案が施行されれば、すべての職域で今までよりも社会保障の実があらなければならないわけですが、必ずしも参らなれないところが出てくる。ですから、それは先ほど参考人の方がお述べになつたように、経過措置でそれらが救済されておらなければなりません。が、本法案に示された内容の経過措置では、それは解決されておらないではないか。この点が一つ。

それから、白鳥参考人がお述べになつておられますように、これだけには限りませんが、あらゆる面で人事交流というものが行なわれなければならぬというところは、そのとおりだと思ひます。その人事交流という点から見ても、こういうように既に既得権なり期待権なりというものを抹消するということでは、この法律の提案説明の中にもありましたように、行政効率を確保するということの意味合いにおいて、既得権なり期待権なりというものはどのよう

に確保されておるかといふと、それにも非常に私は本法案の内容では欠けておると思ひますが、この点を児玉さんと栗山さん、ひとつお答えいただけないか。

○参考人(児玉政介君) 簡単にいうことでありますから結論的に申し上げるわけですが、私はさつき申し述べましたように、こまかい点は私も実はそこまで掘り下げておりませんので、この点は恐縮なんです、ごく大まかに、私もずっと読んでみましたが、大まかにみまると、大体既得権といふと、は尊重されておるといふように、私は大体から見ても、個々の小さい例をとって具体的に申せば、あるいはそういうところがあるかどうかはわかりませんが、想像してみれば、今さつきもお話しになつたように、十年でつくところ、それが二十年になるというところ、その面で見れば不利だといふことだと思ひますが、既得権といふのは、前に十年であった、十年働いた部分については認められておる、こういう意味なんです、今度これを直して二十年にする、そのかわり給付の率もたいへん高くなつてくる。そういう面で見ると、大体私は既得権も期待権も尊重されておる、それにプラス新しい制度が加わつてきたのである、こういうふうな考へてさつきのようなお答えを申し上げたわけでありました。こまかいことは皆さんのように研究をいたしておりますので、御期待に浴さないかと思ひます。

○参考人(栗山益夫君) 私は既得権、期待権がかなりこなわれるのじゃないかといふことを申し上げたのです、第一番目に、掛金が倍以上に上る

ので、参考人に失礼でございますけれども、できるだけお答えを簡単に数多く聞かせていただくように御配慮の方をお願ひしたいと思ひます。お互い大体二つ聞けば五つくらいは……、皆さん方もそうだし、ふつつかながらわれわれもそうですから、それでできるだけたくさん項目についてお聞きしたいと思ひます。かようにお取り計らいいただくと非常にありがたい、こういう希望でございます。

○委員長(小林武治君) ただいま矢嶋委員御発言のようによりお願いいたします。

○加瀬完君 社会保障制度ということが前提でございますから、本法案が施行されれば、すべての職域で今までよりも社会保障の実があらなければならないわけですが、必ずしも参らなれないところが出てくる。ですから、それは先ほど参考人の方がお述べになつたように、経過措置でそれらが救済されておらなければなりません。が、本法案に示された内容の経過措置では、それは解決されておらないではないか。この点が一つ。

わけですが、ただ年限と今までの給付率、そういうものと掛金とは相関関係を持っており、思ひますので、それらを計算してみると――私もこまかい具体的にはどういふふうになるということにはなりませんが、私自身持っている東京市の年金なんですけれども、専門家に計算してもらつと、やはり加算率の問題なんかで不利になるようなんです。そういう意味で、掛金がまず上がる。それから年限が延びる。吏雇用員の通算の点は、さきも言ったのです。が、非常に魅力的に自治省あたりは言っているのですが、現に自治体でできるわけですが、そのできるものを、今度の法律でこれを通すために自治省はやらせないようなやり方をやっているのです、私たちは非常に心外に思っているのです、この法律が通らないと通算できませんというふうないい方をしておりますが、現に東京都でもやっております。あるいは多くの市町村ではかなりそういうことが行なわれておるわけですが、そういうところでは既得権、期待権というものは、特に期待権は非常にそこなわれるというふうには私は思っております。

○矢嶋三義君 参考人の方々の御意見を承り、お教えいただきましたと思ひます。まず、児玉参考人と栗山参考人から承りたいと思うのですが、わが国の社会保障政策の中の所得保障の一つの形としてここに地方公務員を対象にこの法案が出て参った。民間労働者に対するそれに対してはつとに厚生年金制度が発足し施行されて参った。この厚生年金の発足から現在に至るまでのその発足に対する趣旨、それからその後の運用についてどういふ見方をされて

おられるかというのを、参考に簡単に御意見を承りたい。児玉参考人から先にお願いをいたします。

○参考人(児玉政介君) ちよつとお尋ねの趣旨を具体的に受け取ることができなかつたのですが、厚生年金は厚生年金なりに相当の所得保障の成果を上げてきつたところ、こう考へておるのではありません。ただ、あの標準報酬の割り方が相当低いところで頭打ちをしており、それから、その点から来るいろいろな時勢に合わない点が今日ではあると思ひます。これは当然改めなければならぬことである、こう考へておりますが、ちよつとお尋ねの趣旨がのめ込めなかつたので、あるいは的はずれであるかもしれませんが。

○参考人(栗山益夫君) 私も要点がちよつとつかめない部面もあるのですが、おそろく社会保障制度として一体厚生年金をどう考へるかという意味合の質問のように私は受け取つたのですが、先ほども参考意見の中で申し上げましたけれども、厚生年金が出發してからかなりの年月を経過しております。当時掛金をかけておつた労働者にとつては、その当時の金でこれだけかけていけば、まあどうやらわずかであつても生きていけるのじやないか、こういうふうな期待を持ってかけておつたのではないかと考へるのですが、今のようには現在のうちにどんどん物価が上がつていくという中では、全く社会保障としての意義というものは失つていくのじやないかというふうには私は考へております。特に、先ほども考へることに、考慮して、社会保障的に今度の年金を考へるならば、物価の値上がり、生活

費の高騰に見合つてスライドできるような法案でなければ意義がないのだというこゝを申し上げたのであります。厚生年金については特にそういう感を私は深く持つておるところであります。

○矢嶋三義君 お二方の厚生年金観、お答えいただいたのですが、私にとつてはそれで十分であります。

次に、栗山参考人に伺ひますが、先ほどから既得権、期待権について公述があり、質疑が行なわれたわけでありますが、けれども、私はやや具体的に伺ひますが、たとえば京都市は掛金が千分の二十だと、で、十年で最短期間年金として年金がつく、こういう団体は、今七年なり八年なり勤めてゐる人は、志望してそういう機関に勤めたときに、持った期待権、それから現在七、八年間勤めてゐる時点に立つての既得権、期待権、それは守られるでしよう、この法案でね。しかし、まあ「少なくとも」をつけておきましよう、少なくとも守られるでしよう。しかし、これから、具体的に言つてみます。たとえば京都市という自治体にあつたことを持ち、これからそういうところの職員になろうという職員については、その期待権というものは多くを剝奪される。つては、そういう自治体はこれから今まで以上に優秀な人材を確保することはできないというふうな、そういう現象も起こつてくるのではないか。そういう意味における期待権というものは、私はほとんどの自治体の勤務者に対して剝奪されている、こういうふうにいえるのではないかと考へるのですが、栗山参考人、さらに児玉参考人の順序でお答えいただきたいのですが、期

待権、既得権、どういふふうに見ておられるか、結果だけでよろしうございませうから、お答えいただきたいと思ひます。

○参考人(栗山益夫君) まあ矢嶋先生の言つたとおりの考へを私としては持つておるのですが、先ほども習志野市長さんが言つたように、私も申し上げましたように、現業関係なんかは非常に中年層でないと採用できない、こういう実態にあるわけですから、今後の自治体を運営する上にもあまり長期の年金制度では人材が集まつてこない、人が集まつてこないというふうなことになるのじやないかと思ひます。非常に行政をやる上に不都合が生じてくる、こういうふうな思つて、まあ付加的な条例でも作つていただきたいというこゝを申し上げたわけであり

ないのじやないかと、こんなように私は感じております。

○矢嶋三義君 もう二、三点伺ひますが、これまた、栗山参考人と児玉参考人のほうが適當と思ひますので伺ひますが、この法案で地方公務員共済組合法と銘打ちながら公務員の身分でない者を含んでいませう。白鳥参考人の公述によると、さらにその一部を拡大してほしいという公述もあつたわけですね。この点についてどういふ見解を持つておられるか。もし公務員の身分でない者を含むならば、その限度はどの程度にすべきか、たとえば自治労とか教組とかという団体がありますが、身分、給与等の経済闘争運動を展開されるわけでありませうけれども、振り返つてみると、自治体の進展とか、あるいは地方教育の進展と非常に関係があり、私はそういうところに勤めてゐる職員と地方公務員でない身分の者を包含するその線の引き方というものには非常に微妙ではないか、かような感じがするわけですが、それで、地方公務員の身分でない者を含むとする、それに対してどういふ見解を持たれておるかというこゝ。それから、この法案の中には、地方議会議員の年金制度が入れられてあります。こういう立法技術ですね、そういう点には法律専門家でないかもしれませんが、どういふ見方を持つておられるか。さらに、公選であるところの地方団体の首長に対して、特別に配慮をはかつた形でこの法案の中にその内容を盛り込んでおるわけですね。こういう点について、地方公務員の身分でない者をこの法律案の中に包含しているという角度から、見識ある公務員の一人として栗

山、児玉参考人はどういう御意見を持っておられるかということをお簡単に参考にとつておきたいと思ひます。

○参考人(栗山益夫君) ます、包含されるべき範囲ということなんですけれども、われわれとしては、共済組合団体ができれば、その中における職員の数度は当然包含してもらいたいという、現在の実情に立つてそういう考えを持っておられるわけであります。というのは、地方共済にしても、あるいは健康保険組合、都市共済等でも、一般職員が、これに従事しているあるいは定数等がないために、団体自体が雇っている者が錯綜しておりますから、できるだけ一本に年金制度等ができればその議会に入れていただく。矢嶋先生から特に労働組合というような、かなり広範な広い解釈がありました、今私たちも、できるだけ組合の自主性ということも考へて、そこまで範囲を広げたいという考えは私としては持っております。

それから次に、地方議会の議員の年金が一緒になっておるといふことは、非常に私は不可解に思は思つておるのです。まあ、いろいろなことではございますが、悪く推測しますと、首長なり地方議会の議員の年金を入れることによって、非常に今まで市長会あるいは地方議会等の反対を抑えて、早く通すような方法でこんなものを入れたのじゃないかというような悪推測をもつような気持ちに私はなっております。特になあ、人のよくないことをそうけなす気もありませんから、先ほどの参考意見では申し上げなかつたわけでありまして、以上であります。

○参考人(児玉政介君) どの程度の地方公務員外の者を加えるかという点では、今当面この法案外のことであつたので、私はまだそれを、こういうものは入れたらよからうというふうなところまで検討をいたしておりません。で、ちよつとお答えを申し上げかねますが、この法案に入つておるもので申せば、最後にお示しの首長の問題がありますが、これはまあ確かに地方の公務員でもあり、そして従来はつきりうようなことがきまつておつたものでありますから、これを繰り込んで既得権を尊重するというよりは、これはもうやむを得ないというよりも、むしろ当然なことである、こう考へます。

ただ一つ、お示しの地方議員の年金がこの法案に入つておるのかどうかという点であります。これは今、栗山参考人の御意見もありましたが、いろいろの批判はあり得ると思ひます。しかし、すでに現在の地方議員の互助会法に、将来地方議員の制度が確立するときはこの中に入れろというのと、国会の御審議になつた法律でござつておる。それをそのまま実行したという点でありまして、既定の事実であるから入れたのであるという、それこそさつき申し上げました沿革に基づくものである、こういうことであると私はかように解釈をいたしております。

○矢嶋三義君 御意見を承る時間でございますから、ディスカッションでございませぬから、そのまゝ入れたわけではないという私今意見を持っておりますけれども、討論になりますから質問を続けます。

白鳥参考人に伺ひますが、お宅の職員に対しては、現行どういう年金条例を適用していくかということ、あらましてですね。それから、この法案に対して、お宅の職員はどういう見解を持っておられるかという点と、この法施行後におけるお宅の財政負担はどの程度になるとお見通しを持っておられるか、お教えいただきたいと思ひます。

○参考人(白鳥三郎君) 私のほうで、現行では、市町村共済組合と恩給組合に加入しておりますので、市町村を通じての待遇をはかつておるわけでございます。この法案に対する職員の意見あるいは希望でございますが、実は昨日組合のほうの方が参られまして、あした参議院のほうで参考人として呼ばれておるようですが、ぜひそのときに申し述べたいといふことと、二件ございまして、そのうちの一件は、財政負担が、国庫の負担金制度が採用されていらないからそれをぜひ適当な機会に繰り込んでもらつたように公述をしてみたい。それから積立金の運用について、組合員の福祉厚生が十分はかられるように格段の御配慮をお願いしてまいりたい、こういうふうな二点についての希望意見があつたわけでありまして、これは全く私と同じ見解でございますので、本日公述することをお約束して参つた次第であります。

それから第三点が財源の負担の経費の問題でございますが、これにつきましては、実はまだ私のほうで負担をするものと、それから交付税のほうでございめんど見えていたかどうかがございまして、それらのバランスがどうなつておるか試算をいたしておりますので、まことにお恥ずかしいことでございまして、御返答できません。

○矢嶋三義君 あと二問だけ伺ひさせていただきます。栗山参考人にお教へいただきたいんですが、あなたの知つていた範囲内で、具体的に、たとえばこういう団体に勤めているという人はこの法律の公布施行によつてこの程度不利になるの、非常に不満があるのだというふうな具体的なものがお耳に入つて御記憶があらましましたら御公述いただきたいと思ひますが、もしそういう的確なものを御記憶なかつたら、もうちよつと大まかでもよろしいです。それから、どういふところの団体がこの程度で非常に不満が強いんだという点がおぼろげにでもこちらにわかる程度に御公述いただくとありがたいのであります。

○参考人(栗山益夫君) 先ほども申し上げましたが、特に横浜市のこれは共通した問題ですから、全部の職員、雇員も更員も通算して十年という年金制度を持つておるわけでございます。十年目の給付が四分の一というふうな私記憶いたしておりますが、加算率等も大体この制度と同じ程度でありますので、まあ掛金が高くなること、年限が延びること、これは明らかに非常に不満である、そういう都市が北九州の五都市にしても、あるいは大阪周辺の都市、私自身実は東京市の十二年の年金を持つておるのですが、これはきつう計算をちよつとしてみたら、たんなるけれども、加算率が四十の一でございます、加算率が一番よい年金なんです、どう計算してみても、既得権というのか、既得権に近い期待権なんですけれども、不利になるのではないかと

いうふうな考へております。したがつて、都市の部面で非常に不満がある。それから府県の段階では大体一律の制度を現在持つておりますが、大阪府が十四年の年金制度を持つておられます。こういう短い年金制度を持つておると、掛金の少ないところ、こういうところではやはり不満が多い、こういうふうには見ております。

○矢嶋三義君 他に質疑のある方もありますから、この一問で質問終了いたしますが、地方制度調査会の答申に、関係団体の意見を十分聞いて行政府は対処せよ、という答申があつたことは御承知のとおりです。栗山参考人に伺ひたいのでありますが、あなた方がずつと検討されて、いろいろと意見を行政府に訴えられたことと思ひます。その結果であらうと私は推測するわけですが、警察、地方職員、公立学校各共済組合の運営方式が運営審議会にとどまり、あとは組合会という形になつたわけですね。それで先ほどあなた様が公述されたように、一つは運営であり、一つは組合会方式であり、理解に苦しむ。一つは議決の形式をとつて、規定し、一方は議決の形式をとつて、公述されたように構成メンバーも数においても、選出の仕方でも違ふ。一つは法律の中にこういう形があるのは納得できないという公述があつたのです。が、私もそれを聞いても、まあ、あなたの方の御要望によつてこういう形になつたのかと推測するわけですが、あなたとしては、参考人としてはどういふわけで公立学校と警察と地方職員が組合会方式にならないで運営審議会に残つた、かような判断をされるのか

すか、程度の——ちよつと今資料はありませんが、負担をしておる。当然運輸省の官吏であつて、政府が見るべき金を国鉄の経済で持っているのです。そして運賃を値上げするから、国民は納得しないのではないかと云つたのです。そういう例もあるのです。今度の場合でも、実は御存じのように、地方公共団体でも交通なり水道なりあるのです。それがそこに交付税はいかないですから、全然財源の補助はない。しかも、法律でしようとするといふと、その財源はどこに求めるといふと、交通料金の引き上げをするか、かしないと財源が出てこないといふ一つの矛盾がある。これはあなたの御意見を聞こうと言いますが、参考までに言っておきますが、そういう一つの点も出てくるのではないかと思ひます。国鉄の例は私もいふ前にやりました。が、そういう現状でございす。やはりこういう法律でできた以上は、国は何かのし、ある程度の国庫負担というものは持つべきのが至当ではなからうか。それが通らないときは、この法律提出そのものもやはり政府内で調節して持つべきだというのがわれわれの主張なんです。それは一応そういうことで付言しておきます。次に、白鳥さんにちよつとお聞きいたしますが、先ほど矢嶋委員から、今後この法律が通ると、あなたの市で負担はどれくらいになるか、残念ながら計算してない、おそらく今の市町村なり都道府県の主張はみなさうだと思ふのです。そんなことまでやらないのです。それね、実際のところ。それで、これができたから、はたしてどうなるか。政府がどうなるか見てくれるだろ

うというやうな安易な考え方です。実は電報が毎日私のうちに五十通くらい来る。早くこれを通してもらいたい。と、夜の夜中まで電報が来るのです。ね。私は、そういうことを全部御存じの上であなたが成立の努力をしてくれたいと言われるのはわかるけれども、今後地方財政の上に、私は非常に——自治省はめんどろを見てくれると思ひます。われわれも質問をしております。してくれませんかと思ひますが、私は非常に地方財政の上にしわ寄せが来るのじゃないかという心配を実はしておるわけでありまして。したがって、追加費用の問題もありましょうし、このほかにいろいろ派生的な問題が起りますので、現在市長をしておられる白鳥さんです。今後いろいろ努力をされたいと思ひます。それから、先ほど言われましたように、人事交流が非常にこれによってなめらかになると言われましますが、私らの経験では、人事交流、各地方団体、都道府県、市町村、また国家公務員ですか、これらの人事交流の阻害になつておるものは、むしろこういう年金制度も一つの要素だが、給与体系といふものは、給与制度の上にも大きい隘路があると思ふのです。したがって、年金だけこうできたから、人事交流がスムーズにいくというところをもし考へておるならば、若干私は異議があるのですが、私はここであなたに反駁するわけじゃないのですが、そういう意味において、地方財政の今後の見通しとして、これで私の地方は地方交付税で大丈夫やつてもらえるのだ、こういう御自信を持って、これは大いに促進してもらいたいという御意見で

あるかどうか、これだけちよつと承つておきたいと思ひます。
○参考人(白鳥義三郎君) ただいまの御質問でございしますが、財源の問題につきましても、先ほど申し上げましたとおり、交付税のほうの増額でどのくらいこの費用として見ておられるか、それから、現在の私たちが負担しておりますもののほか、どのくらい経費がかかってくるのか、その差引がどの程度になるか、実は試算をしてみたいので、まことに御座すかしい次第だと申し上げた次第でございす。ただ一応私の部下の財政課長のほうからは、そう財政の破綻を来さすやうな、そういう過重なものにはならないと言つて、当初予算で見なくとも、これは十分間に合います。こういうふうなことでございまして、当初予算を組むときに、すでにこういふやうなことがうわさになつておつたものでございす。それから、財源措置をあらためてしないでおいたわけではございす。ただ御指摘の追加費用についての負担、これはなかなか容易ならぬ問題だと、こう思ふのでございまして、この点については、自治省当局のほうもできるだけの、めんどうは見ると言つておられます。その当局の言葉をそのまま私たちが安心して信用しているわけでは、な。なお、その点につきましても、諸先生方に今後とも何分の御配慮をいただきたくお願いを申し上げる次第でございす。

それから人事交流の点でございす。が、先ほど私が申し上げましたのは、今までの方式でございす。府県から私のほうに職員を譲つてもらいます。ときには、それで打ち切つてしまひませんと、私のほうに府県との間の協定ができておらないところでは、その間がプランクになつてしまふわけではございす。したがって、そのためにこれはもう相当の年配になつてしまつた方々については、恩給が途中で打ち切られるというふうなことがあつたら、給与は多少上げましても、とてもそれだけでは補ひがつかないことでございまして、それが大きな人事交流に支障になつて、それが大きくなつては事実だ。かように考へておられるわけではございす。その点格段の御配慮をいただきます。と思つてございす。

○委員長(小林武治君) 参考人の各位に一言お礼を申し上げます。三人の方々には公私御多用のことろ、長時間にわたり当委員会の審査に御協力下さいまして、まことにありがとうございます。委員会を代表いたしまして厚くお礼を申し上げます。本日拝聴いたしました御意見は、われわれ委員会の今後の審査に非常に有意義であつたばかりでなく、実施に当たる政府当局にも、きわめて参考になることが多かったと存するのであります。以上をもちまして午前中の意見聴取を終つたことといたします。ありがとうございます。午前中はこれにて休憩し、午後一時三十分より再開いたします。午後零時二十六分休憩。午後一時四十分再開。○委員長(小林武治君) 休憩前に引き続いて委員会を再開いたします。午後は、ただいま御出席いただいておりますお二人の方から両法案について御意見を伺うことになっております。お二人の方には御多用のところわざわざ当委員会のためおいで下さいましてありがとうございます。これから両法案について御意見をお述べいただくわけではございす。まず、お一人に約二十分程度ずつ御意見を述べ願ひまして、後刻さらに委員からの質疑にお答えいただくこととして進めたいと思ひますので、よろしく御協力のほどお願いいたします。それでは真辺参考人からまずお述べを願ひます。

○参考人(真辺芳郎君) 私は全日本水道労働組合中央執行委員長真辺芳郎でございます。最初に、地行委の先生方が地方自治のために日夜努力されておられますことについて心から敬意を表するものでございす。ただいまから地方公務員共済組合法案及び地方公務員共済組合法の長期給付に関する施行法案についての参考人としての意見を申し上げます。最初に、私たちはこの法案について反対であることを明らかにいたします。本来退職年金は、老後の生活を確保するために私たちが従来努力を続けてきたものであります。また、社会保障の一環として考へられてきたのは至当なことであらうというふうに考へるわけでは、老齢になりましてからの生活を保障する、このことを目的として最近国民年金あるいはまた国民皆保険の段階に努力されてきたというふうに考へるわけでは、さういふやうな情勢の中で本法案についての意見として、特に老後の生活を保障する年金として

の考え方を私たちは持っており、また、そのように考えなくてはならないというふうに思っておる次第でございます。その基礎といふは、思想的基礎として人間の生存権を社会的に保障することが最も正しいといふ、この年金制度を考えなくてはならないのではないだろうか、かように思っておる次第であります。このような見地からして、この年金制度に労使からなる保険システムを採用したことが、はたして正しい姿なのかどうか、こういう点について疑問に思っておるのではありません。といふのは、掛金に基づく再分配が人間としての生存権に対する公平な配分とは考えないからであります。むしろ改正するとするならば、長期に勤続し、人生を経験し、そして一定の年金に達した者には、国が老後の生活を保障する、こういう建前から全国的な立法をすることが最も望ましいのではないだろうか、かように考えておるわけでございます。しかしながら、本法案の具体的な事項についての意見を申し上げたいと思ひます。

まず、私たちは全額国庫負担によるべきだと、そうして無拠出の制度、これこそが真の社会保障としての退職年金制度だといふふうに考えておるわけでありまして、今回出されておりますこの法案につきましても、掛金が倍増する、倍増になる、こういう内容につきましても、われわれの絶対的納得できないところでありまして、昭和二十八年に人事院が国家公務員の退職年金制度についての勧告を衆参両院及び内閣総理大臣に提出しておりますことは、先生方のよく承知されておるかと、

ところであるわけですが、その中で給付に要する費用の百分の二十五は公務員が負担をし、百分の七十五は国庫が負担をする、こういうふうな割合に書かれておるわけですが、少なくとも政府は、この人事院勧告を尊重して、組合員の負担は百分の二十五にとどめるべきだと、こういう考え方をわれわれは持っておるわけでありまして、そうして、私たちはこれら負担割合につきましても、それぞれ使用者である公共団体の長と、今、実施をしております年金制度では従来そのように決定をして参ったわけでありまして、そのことは地方の沿革とともに多種多様な年金制度を現在形づくったものと思つておるわけですが、

若手若き道にそれますれば、私たちは現行の恩給制度なり、あるいはまた年金制度は労働組合の今までの交渉の成果として、これが形づくられたものといふふうに考えておるわけですが、したがって、恩恵的だとか、あるいは報奨的給与だとか、こういうふうな考え方をしております。したがって、全国的に統一するとするならば、政府は十分話し合いを行ないまして、組合員の納得の上に実施をされるように取り計らうていただくことが、こういうふうなふうに考えるわけですが、掛金が私たちの働いた賃金の中から出される、しかも、それが一律に増以上になる、しかも、この中には今までの百分の二以下のもの、あるいは無拠出のところがあるわけですが、この法によりましては、非常に負担を負うことになりまして、生活上の脅威といふふうな考え、職場ではいろいろ心配をし、また、何とかならないかといふふうな考

えておるのが現状であります。三年以前にこの法案が構想されましたときに、政府は「国庫負担を考へていた」といふふうに記憶をしております。当時掛金百分の四十四につきましては、長期給付費用の割合は国が負担し、残半を使用者である自治体と私たちが折半をして、四五〇分の負担をする構想を前提としていたといふふうに思つておるわけですが、この構想が予算編成において実現せずに、わずかに昭和三十一年度予算で、臨時地方特別交付税の〇・三、すなわち四十五億を廃止して、そのかわりに、ふえた地方交付税の〇・四、すなわち六十億の差引実質増加分の〇・一、すなわち十五億の中であつたことになつたと聞いております。この点、年金に對する考え方としては、私たちは受け取れないわけでありまして、不合理であるといふふうに考えております。しかも、公営企業には地方公付税は独立採算の關係から来ないといふことがあります。地方公営企業であります水道あるいは交通、これは先生方も御承知のとおり、何とかやりくりをして黒字か、あるいは、何とかやりくりをしなければ赤字会計になつておる、こういう四苦八苦の状態にあるのが現状であるわけですが、特に交通企業における経路は、今申し上げました六、三の關係から、事業主負担が、これはもちろん水道も同じでありますけれども、百分の五・五の負担になるわけですが、このことが現在の赤字財政のさらに累積という形になりますし、また間接的には、地方財政への圧迫は火を見るよりも明らかであるといふふうに考えておるわけですが、要するに、かかる点だけ見ましても、社会保障

制度という点には非常に縁遠いものであるといふふうに私たちは考へざるを得ないのであります。

次に、財源關係の基本であります保障数理計算についても、今まで私の聞きました範圍では、非常に不明確になつております。國家公務員共済組合の数字を今回の法案の中にも押しつけておるのだ、こういうふうにししか私たちは考へることができないわけですが、また、退職年金の基準は最終三年間の給与といふことになつておりますけれども、これも同じく國家公務員共済組合の場合と同様に機械的に扱われたいものといふふうには考へられないわけでありまして、そういうことは、地方公共団体におきましても現在の給与の態なり、こういうことを全く無視したものであるといふふうに私たちは考へております。で、給与制度を異にしておりまして、各都市なりいろいろ給与制度を異にしておる実情からいたしまして、私たちは最終給を基礎にしてもいい、私たちは最終給を基礎にしてもいい、こういうことで過般運動を進めて参りましたけれども、この条件がいれられておらないわけでありまして、したがって、今申し上げました点についても、とうてい私たちの納得できるものではないわけでありまして、また、この法案の中に懲戒処分に対する給付制限がうたわれております。法案中私が最も納得のいかな部分であります。少なくとも保険システムに對する損害、こういうふうな特別な場合を別にいたしまして、保険システムを採用して以上、掛金をかけておるわけでありまして、こういう点からいいますと、地方公務員法上における、すなわち行政法上における問題に

對して、この法案にありますが懲戒的といふものは、やはり納得のできないものであります。また、この内容を通して、邪推になりますけれども、考へますことは、人事管理の手段に利用されることがあるのではないだろうか、こういうことを私たちは懸念をしておるわけですが、民主的な立法精神、こういう点から見ますならば、非常にゆがめられておるといふふうに考へざるを得ません。

次に、減額退職年金のことについて、いふまでもなく、この点については、今までの考え方からいいますと、非常に不利益となつております。特に老後の保障が行なわれたい。今までの恩給法なり等から比較いたしますと、非常に条件が悪い。こういう点については、われわれのやはり承服しかねる点であります。ただ、われわれの意図いたしておりました点、吏雇用員の通算の問題でございますけれども、この点について、本法案の中では統一をされております。この点については、私たちは従来一本化の正しい姿を求めて参りましたし、また私たちが基本要素という形で従来も考へ、かつまた要請をし、要求をしてきた次第であります。この点については、非常に私たちがこの法案の意図に賛成するものであります。しかし半面、政府がこのような考え方を従来持っておったといひますならば、たとえば横濱の例でございますけれども、吏雇用員——吏員、雇員、用員を通算して十年の年金がついておる、こういう実例もあるわけでありまして、こういう点からして、政府としての行政指導がもつ過去にお

て、この法案にありますが懲戒的といふものは、やはり納得のできないものであります。また、この内容を通して、邪推になりますけれども、考へますことは、人事管理の手段に利用されることがあるのではないだろうか、こういうことを私たちは懸念をしておるわけですが、民主的な立法精神、こういう点から見ますならば、非常にゆがめられておるといふふうに考へざるを得ません。

いて行なわれたとするならば、相当程度の条件というものが今よりもよかつたのではないだろうか。過去においてこういう行政指導がなされなかったという点について、むしろ逆に非常に遺憾に思う点であるわけです。そうして臨時職員の問題につきましても、私たちは職員と同様に、同じ職場で働いている労働者として、同一条件に考えていただきたというふうに従来運動を進めて参りました。しかし、この点についても、さらに先生方にお願いをしたいというふうを考えておるわけであり

最後に、最も私が懸念をし、心配をしております点は、資金の問題であります。全般的に地方公共団体に非常に大きな負担がかかるようになっております。このことが各自治団体を圧迫する。さらには各事業体を圧迫する。さらにはその中においての職場において合理化が出てくるでありまして、また労働強化という姿となつて現れないというふうには私たちは考えられないわけでありまして、また公営企業体におきましては、当然料金値上げという姿も考えられて、こういうような状態になりました場合には、住民の福祉を阻害するということにまで影響を及ぼすように考えておるわけであり

ますけれども、こういう形の中で、実際には先ほど申し上げましたような点、こういう点から多分に疑問を持つておるわけでありまして、地方交付税に對しましては、従来一応提案されました一〇％、こういう形におきましても、私たちは社会保障としての形を考へていただきた、こういうふうにして組合員は願つておるわけでありまして、その積立金、こういうものが流用されることなく、組合員の福祉増進のために使用されることが最も望ましいというふうを考えております。

難解な意見ではございましたが、以上申し上げました事項につきまして、これらが本法案の中に取り入れられま

すように私たちは期待をし、希望をしておるわけでありまして、本法案について、さらに慎重に御審議をいただ

ます。

まず、私は政府のお考えになつて

らっしゃいます制度の一木化というこ

とにつきましても、その趣旨に賛成で

結果を生ずる、年金に対する国庫負担

はすべて社会保障の見地から各制度を

通じて一定の原則によつて考えられる

べきだといつておられます、また地方

ます。

次に、本案を拝見いたしました、ま

とに重大だと思われまことは、恩給

法で実施されていたときの権利が侵さ

御承知のように、婦人教師は、仕事の内容も、その責任の所在もすべてにおいて男教師と全く同じでございますし、単なるお茶くみや、使い走りといった体の仕事とは違っておりまして、学級を担任し、学校業務を担当し、子供たちの教育上責任ある仕事をされているわけでございますから、そこには男の方と何らの差も認められないはずでございます。特に母親となつて子女の養育の経験を持ちながら教壇に立っている人々は数多くを占めておりますし、そういう人々の教育の実践のすばらしさは多くの人の認めるところでございます。また、このような婦人教師の中には、子供をかかえて夫に死に別れ、家計をささえている未亡人の方たちがたくさんいらっしゃいます。それだけでなく先ほど申し上げましたように、日本の低賃金構造の中で夫の収入だけでは子女の養育も思うようにできない方たちが、家計の半分をしよって夫婦共働きをしなければならぬのが実態でございます。私が関係しております日本母親大会では毎年夏全国大会が開かれるのでございますが、これには日本の津々浦々から、日本の平和とすべての人々のしあわせを願うたくさんのお母さんたちが集まって参ります。昨年はついに一万五千人を突破しておりますが、この集会の中でさまざまなお母さんたちの願いとして、また婦人としての悩み、そういうものが話し合われるのでございますが、このお母さんたちの心からの願いの一つに、働けるときはまともな賃金を、働けないときは社会保障をとというのがございます。別にむずかしい経済理論の勉強をしたわけでもございませんし、最低

賃金制度や賃金論の勉強をしたわけでもございませんが、共かせぎをしないうち、あるいは家計をささえるために働いているお母さんたちが、とにかく自分の生活を通じて、自分のほんとうの生活の中かにじみ出た実感として、元気で働いているときには、まともに生活のできる賃金がほしいのだ、子供を育てて人並みに高等学校や大学に入れているだけの賃金がほしいのだと叫んでいるのでございます。これが物価高の中で何とかやりくり算段をして、辛うじて生活をささえている人たちのなまの声なのでございます。このようにお母さんである労働者は、婦人教師を初めて母親大会参加者の約六〇％を占めておりますし、全国では数千万に及んでおります。これらのお母さんたちは、また私たち婦人の働く権利を保障してほしいと訴えております。働きたくても働けない、働きたくてもやめさせられる、こうした社会の矛盾は多く婦人層にしわ寄せられていることをはつきりと知ることができるのであります。これを地方公務員である婦人教師に例をとってみますと、大部分の人がそろそろ子供たちが大学に入る年ごろだという四十四、五才でやめさせられているというのが実態でございます。何いいますと、文部大臣は、男女の別なくだれでも優秀でさえあれば五十五才まで働くことができるのだから、特別に婦人教師の問題だとして考える必要はないと言つて突っぱねられていらつしやるのでございまして、これは一國の文部大臣という教育行政の責任者のおっしゃる言葉としてはあまりにも無責任な、そして実情を御存じない、しかも、思いやりのない

残酷なお言葉ではないかと思うのでございます。婦人教師は、私も経験を持つておりますが、ほんとうに教育者としての経験を積み、あぶらの乗つてくる時期は三十才を過ぎて、自分の子供も一應手がからなくなり始めたころからだと思ひます。事実日本の婦人教師の最も多数を占めております年令は三十五才を頂点としております。それから四十五才に向けてだんだんに減少してまいります。大体四十才前後になりますと、おきまりのように校長先生から、もうそろそろやめられてはいかかですかというお話がかけられるようになって参ります。せつかくこれから教育者として自分の全力を集中しようとして張り切っている本人たちにとりましては、全く大問題なわけでございます。ことの人事異動でも栃木や福井、長野、愛媛などではつきりと女子は四十五才、男子は五十五才で退職勧奨の年令差をつけていわれるというところを伺いましたし、そうでなく、表面男女差はつけておりませんとおっしゃる県でも、結果的には差がついているのがこれまた実態なのでございます。昨年の資料によりますと、日本の婦人教師の四十五才以上の数は、全婦人教師のわずかに八・六％にすぎません。しかも、その中で五十五才で残る婦人教師は〇・〇九％という微々たる数字を示しているのでございます。このようなことから考えますと、このたびの減額年金の制度は大部分が女子に該当してくることは当然過ぎるほど当然のこととてでございます。そこで、実際にこのことを計算してみますと、たとえば十二年勤めて四十五才でやめた人は、概算いたしますと約九千円で年金が固

定することになります。もしこの人があと十年勤めて五十五才でやめたとしますと、年金は約二万七千円となり、四十五才でやめた場合の約三倍ということになるわけです。このように大きな開きができるわけでございます。婦人教師の場合、賃金の男女差はとれておりますけれども、ほかの地方公務員の方たちは、女子の場合特に雇用期間が長く、実質上の賃金差がかなりあるわけでございます。労働条件の上でこのように男女差がつけられている上に、さらにやめさせられたあと死ぬまでその差がつきつぱなしというのでは、ちよつと死んでも死に切れない。これはまあ冗談でございますけれども、実際に不合理なことではないかと存する次第でございます。さらに、受給年限につきましても、早くやめさせられる女子が最も不利であることは申すまでもございませぬ。特に一般職員の女子の場合は、雇用期間が長く、吏員になるにもなかなか困難だと伺つております。このたび雇用期間と吏員期間とが通算されることにしてありますことはたいへんけっこうだと思ひますが、今までも十年か十二年で恩給がついていた市でも、それに該当する女子職員はごく少数で、保健婦さんとか、保母さんとか、看護婦さんなど限られた層の方々になつていたというところでございまして、今回二十一年に引き上げられることになりまして、さらにこの条件は悪くなると思はれるのでございます。このことにつきまして、厚生年金のほうは、女子は十五年というふうに保護されていると伺いましたが、このようなあたかみのある制度にしてこそほんとうの社会保

障といえるのではないかと存じます。昔から教員の上がりつづしがきかないなど申すそうでございますが、男の方はさておきまして、女は、四十五才になったおばあさんを雇つてくれるという格好な勤め口は絶対にないと言つていいほどでございます。また教師であつたという社会的な立場、教員に及ぼす影響などを考えますと、そのうめつたなこともできないということ、やはりたよりにするのは年金なんだというのを十分御認識いただきたいと思ひます。次に、法案の二十五条の二項にございます資金運用の面について触れたいと思ひます。国庫負担額を出さずして、資金運用面では、これを特に学校共済の場合、大蔵省の資金運用部へという点がどうしても納得が参らない気がいたします。当然これは組合員のために使われるべきものであつて、組合員の住宅の資金にするとか、保育所や乳児施設の一端に使うとか、いろいろ組合員の福利厚生に役立ててこそ、その趣旨も生かされるのでございませぬ。うか。ぜひ、この点についても御一考をお願いしたいと思ひます。最後に、運営につきまして若干申し上げます。なぜ地方職員共済と公立学校共済、警察共済の三つだけを運営審議会で運営し、他の四つは組合会方式になさるのか、その理由がよく私には納得がいかないでございまして、特に問題だと思ひますことは、運営審議会方式としてしかも、委員や理事長、監事などの選出が、主務大臣の任命制になつて

いるという点でございます。財源的には一切を地方自治体並びに組合員にゆだねておきながら、運営面の実権だけは国が押えているというようなやり方は、やはり問題ではないのでしょうか。恩給のように国の予算によるものものならいざ知らず、共済制度は大多數の組合員が半分の財源を出しているのですから、その組合員が自分たちのものものという自覚に立って運営に参加してい

ことが必要ではなからうかと考えます。人間はお互いが信頼感を持ち合えば、責任を持ち合ってこそいろいろなことが穏やかに、スムーズに運ばれ、発展していくものだと考えます。この

三共済の場合も組合会によるほうがより民主的であり、組合員も自分たちのものという責任感に立って、より効果的な運用が行なわれることになることを確信いたします。

ことは、女子公務員の方たちだけの問題ではございませんで、日本の国民の大半を占める婦人たちがすべての声としてお聞き願いたいことを最後につけ加えたいと存じます。参議院の皆様の方の良識を信じ、超党派的に御尽力いただきまますようお願いいたしまして終わりたいと思います。

○委員長(小林武治君)　ありがとうございました。

ただいまの御発言につきまして、御質疑のある方は御発言願います。

○矢嶋三義君　まず、委員長に伺いますが、この質疑は何時ごろまでやられる御予定ですか。

○委員長(小林武治君) 約一時間
○矢嶋三義君 それでは質疑者が二、三人あるでしょうか、それを計算に入れて、時間の範囲内で伺いたいと思います。

○参考人(真辺芳郎君) 私の組合は、

今二万一千であります。

○矢嶋三義君　ただいまの御公述は、お宅の組合の機関決定の線に沿ったものだとして承してよろしゅうございませうね。

○参考人(真辺秀郎君) そのように承知していただいてけっこうだと思ひます。

○矢嶋三義君 伺いますと、予想以上にこの法案に対して手きびしい御所見

を承り、お顔を拝見しているという
と、次のような感じがするわけでは

よ。それは、社会保障政策の一環として統一年金をやると体よく言うて、国は何ら負担をしないで、われわれ今まで地方団体と自主的に話し合つてやってきたのに、国の負担は何もやらないで、そうして中央で規制をして、交付税交付金を二八・五から二八・九に引き上げたといえ、われわれ公共企業体には関係ない、また自分らの傘下の団体の中にはこれよりもいい条件で、

現在民主的に地方団体側、理事者側と話し合ってやっている、あまり大きな顔を国はしてくれないなど、ちゃんちゃらおかしいぞ、といったような、きわめてこの法案に対してきびしい態度

をとられているように拝聴、拝見するのですが、そういうふうにあらためて確認してよろしいかという点が一点と、それからまあ、うしろにこの法案の作成作業をやられた国家公務員の方について、いっちゃん、まじまじとあ

かすわっていらして、いますかね。あいう人々には、ずいぶん苦勞した、団体の意見もずいぶん取り入れて、こういう法案になったのですということ、を、この委員会で答弁しているのです。

よ。あなたの先ほどからの公述を承る
と、吏員と用員の通算ができた点は
けっこうだということを表示されてお
りました。それ以外に、この点はよう
努力したな、まあこの点は買ってやっ

らかにしておきたいと思います。私たちが機関の中で、受けとめております条件といえますのは、なるほど経過措置の中では、ある程度認められてきている条件があるわけです。しかし、根本的に職場にあります意見といえますのは、掛金が倍以上になるといふことですね。掛金が倍以上になるけれど、もし、ならば、われわれの条件が一体、どういふふうによくなったのか、こう

いう点についてはよくなったという
それほどの印象を職場の中で受けてお
らないわけです。したがって、そうい
う点から、われわれは吏雇用員の通算
の問題については、各団体の中でも、

それは努力をしてきた経過はありますし、また、この法案の中でも、自治省のほうにもそういう意見を申し述べてきているわけでありまして、したがって、それ以外の点については、少なくとも、これら二つの口で内閣できちんと述べ

印象は、今のところありません。

○矢嶋三義君 あなたの御心境はそれ
でよくわかりました。そこで、先ほど

の公述の中に、この積立金の運用が、地方財政本位に運用されるおそれがあるのではないか、自分らの組合員の福祉としての還元がおろそかにされる懸念があるということが公述されており

また、そのことは、組合の、半分の株主である自分ら組合の発言権をもう少し強化して、運用を共済組合らしくせよということが底流にあると思うのですね。そうすれば、そういう懸念をなくするのにも役立つことには、

ただきたいのですが、先ほどの公述によりまして、あなたは女子教職員だということであり、失礼かもしれませんが、参考にお聞かせいただきたいので、あなたは五十五才まで教師を勤める意思があり、また五十五才まで勤める自信を持っていたのか、持たれていないか、その前提にしたがって五十五才まで勤める自信がないとあらば、その理由はどのようなところにあるか、参考にお聞かせいただきたいと思ひます。

○参考人(奥山えみ子君) 実は私にはことし高松二年になる娘がおります。やはり娘にも完全な教育をさせてやりたいと思ひますし、そういう観点で私は五十五才までは勤めたいと思ひ、文部大臣のおっしゃるような、優秀な教員であるかどうかは別といたしまして、私は一生懸命に教育のために尽力したいという気持だけは、だれにも負けないつもりでがんばりたいと思ひます。

○矢嶋三義君 それでその前段はわかりましたが、後段の点ですね、そういうようなあなたは意思と意欲を持ってこれから働いて五十五才まで勤め得る、勤めさせていただけると申しますか、そういう自信があるかどうか、不安があるかないか、もし不安があり自信がないとすれば、それはどういうところからあなたをしてそういう不安があり、あるいは自信がないような心境に追いやるのか、それをお聞かせいただきたいと思ひます。

○参考人(奥山えみ子君) 私自身は勤めたいという信念を変えませんが、やはりこのことは、ただいまの教育行政をつぶさに見ますときに、必ずしも

私どもの意思がそのとおり受け入れられない事態があるのではないかと不安は持ちます。このことは、やはり今後の婦人教師のあり方というものにももちろんいろいろ研究していかなければならない点もございしますが、実際に一昨日のこの地方行政委員会を傍聴いたしました際に出ておりますけれども、ただいまのところ、女子で先生を希望する数が非常にふえているという実態がございしますが、これらに對しまして、もっと行政当局の方たち、つまり教育行政に携わっておられる方たちが、ほんとうに女子が進んで教育に心おきなく邁進できるように行政措置というものをひとつとっていただかなくては。特に、御承知のように、女子労働者の場合には、母体保護の保護規定というものがございしますが、これは当然女子の権利であるにもかかわらず、このことがかえって災いして、女子はこういうようなことで学校を休んだりして困るのだというやうなことで、男女差が実際の待遇の中で持たれてくるということがあるわけでございますが、こういうやうな行政当局の方々の方針というものを、文部省当局で御指導いただきまして、婦人がほんとうに婦人の持味を生かして教育に専念できるやうな行政をやっていたら、ただいまというふうな考えております。

○矢嶋三義君 あなたの公述によりまして、文部大臣のこの発言を、現状の実態からそれを基礎に全面的に否定するということになるのですか。その点私は念のために確認しておきたいと思ひます。私のここに持っている速記録は、衆議院会議録第二十七号、五百五

十八ページですが、その最下段ですが、文部大臣はこういう速記録を残しておるのですが、「特別に女子に限って退職勧告をするなどという考えはございしません。りっぱな先生は五十五才まで十分勤められるはずでございます。」と、そうして拍手を送って、だれが拍手したか、これもわからぬ。こういうまあ速記録が残っているのですが、この大臣の御発言を、あなたは一つの教育界における実態から全面的に否定する御発言ですが、それは確認しておいてよろしゅうございしますか、いかがでございますか、伺っておきたいと思ひます。

○参考人(奥山えみ子君) 私のほうで昨年母娘大会のときに提出した資料の中でございしますね、四十五才から五十五才までの婦人教師の数は一体どのくらいかと、先ほど申し上げましたけれども、パーセンテージにとつたのがあるわけでございます。それによりまして、大体四十五才から四十九才までが全婦人教師の六・四％だと、それから五十才から五十四才までが二・一％だ、五十五才以上というのは〇・〇九％というパーセンテージが出ています。で、これを合わせて見ますと、四十五才以上というのは、わずかに八・五九％ということになるわけでございます。まあ一番年令の高いところは三十五才でございますが、それからだんだん減少していくというところが実態なわけでございます。で、幾ら文部大臣が五十五才までやれるのだとおっしゃいますけれども、婦人教師たちは大体四十才くらいで勧告を受けて当然やめるのがあたりまえだというやうな方向へ追いやられていく、このことを文部大臣は御存じないのじゃないかし

らと思ひます。私はあの答弁は不思議でならないわけでございます。

○矢嶋三義君 それでまああなたの公述の焦点は、全般的にも触れましたが、一番ウエイトをかけているところは、女性の立場から減額年金制度に焦点を合わせて御公述になられたように私拝聴したわけですが、それで参考にお聞きしますが、女子公務員として、この法案の中の減額年金制度に一番関心を持ち、一番不満である、これが非常に不利であると、それでこれを改めてほしいという公述されたわけですが、何ででしょうか、女子だけの規定をしてほしいというお考えに立たれるのでしょうか。それとも男女合わせてこの法案の減額年金制度は現行法よりは不当であるから、男女合わせて減額年金制度を改めてほしい、これは困るという御主張なんですか、それでしょうか。前者でしょうか、後者でしょうか。その点お聞かせおきたいと思ひます。

○参考人(奥山えみ子君) 私は後者の場合でございます。つまり女子だけということではございませんで、やはりこのことは制度としてお考えいただくことはならない、特に既得権が侵されたと、こういう結果になるといことが重大だと申し上げているわけでございます。

○矢嶋三義君 あなたの公述を承けて、私は非常に印象に残ったのは、多くの都道府県で男は五十五才、女子は四十五才が標準になっておるといことですね。これ、何でしょうか、四十五才以後の女子公務員、あなたのお言葉によると、まあその中でも女子教職員に限定した場合に、非常にその率

が下がっているということは、固なり都道府県の人事行政の方針として、こういうものがそのみで出てきているのか、それとも、そういう公務員の方々の家庭事情とか、個人的意思というものが非常に影響して、こういう数字になるのか。それはそれほど影響はなくて、こういう数字が出てくるのか。参考人としてはどういふふうにご認識されているか、承っておきたいと思ひます。

○参考人(奥山えみ子君) ほとんどの県がこういうふうな差をつけます。条件をいましては、共働きをしておられるから、御主人のほうをやめさせるわけにはいかない、また、かなり生活も安定されたでしょうからというやうなことで、奥さんのほうをやめさせる。あるいはもう息子さんかなという成長されてやがて就職でしようか、というやうなことでやめさせる。つまり本人の条件と申しますよりも、家庭的な問題を理由にあげてくるというのが多いやうでございます。このことにつきまして、特に女だから、男女差をつけて女だからやめさせるのだというところは、どこの県でも申さないわけでありまして、とにかく生活条件がよくなってきたのじゃないかというやうな言い方で、ほんとうは、先ほど公述の中で申し上げましたやうに、生活の中身としては、生活の苦しさを半分しよって共働きをされている妻である女子職員に對しまして、やはりそういう一方的な見方で切られていくということが実態なんだと確認いたしておきます。

○矢嶋三義君 もう二点ほど伺います。それで四十才過ぎた女性の方が、勤めたいけれどもその意に反して

退任を求められる。生活その他から労働能力もあるし、また家庭の生活力という点から言つて働かなければならぬという場合、転職する場合に、先ほどは、なかなか転職の方法がないのだというところでしたが、転職する、できる場合とできない場合がどの程度なのか。転職した場合に非常にうまくいっているのかどうか。そういう事情も聞かせたいと思います。さつき参考人の御公述の中で非常に印象に残った点は、かつて女教師であつたがゆえに勤め先を制約される。私は日本の女子労働者で収入の多いところというものは、不健全なところだと思ひますが、キャバレーとか、料理屋にいれば収入は非常に多い。しかし、寮母になれば、収入は少ない。だから生活条件と収入とをかね合はせると、日本の女性には、収入を得ようと思ふと不健全なところばかりしか職場がないという点に、全般的に不健全な面があると思ひます。これは国の大きな政治問題だと思ひますが、そういうことはともかくとして、確かに女教師であつたがゆえに非常に職場が制約されるというところは、御公述にありました。なるほどなと思つて拝聴したわけですが、けれども、その意に反しての退職勧奨、その後における状態、事例等について、もし知つておられましたらば、その範囲内でお聞かせをいただくとあらうかと思ひます。

○参考人(奥山えみ子君) 多くの場合は、内職をいたしましてということが多分ではないかと思つたのでございませうけれども、今矢嶋委員のおっしゃいましたように、実は私の存じ上げてゐる方のこれは例でございませうけれども、地方で私が教職におりましたときに、人事異動の際にやめさせられたわけですが。しかしながら、生活をささえるためには何かしなければならぬというところで、ある飲食店に住み込んでしまつたわけですが。私は実はその方から直接伺う前に、たまたま人事に当たられたある当局の方にお会いしたわけですが。その方が、実はこういう人がいるのだけれども、適当な女の人の勤め口はないだろうかとおっしゃいますので、どういふ方でしょうかと伺いますと、実はこの間ある飲食店で宴會があつたのでそこへ行つたところが、そこへお酌に出てきた女の人が、私はあなたにやめさせられたものと女教師ですと言われた。私はやはり学校に勤めていたほうがずっと健全であつたと思ひます。今のようにな不健全な、人権が侵害されるようなこういう職場を一日も早くのがれたいのです。で、何とか先生、もう一ぺん臨時でもいいですからどこか働かせていただけないかと、僕言われたのですけれども、しかし、一たん異動でこういうことになつたのだから、何とかほかに働き場所をあなた知りませんか、逆に私聞かれたわけですが。それは先生、当局者としてあなたの方の責任じゃありませんか。めちゃくちゃに、もうこの辺でいいだろうなんというて、目見当で女の人をやめさせたりしたからこういう結果が出たじゃないのですかと、私強くその方に申し上げたわけですが、そのようなやはり元女教師であつたという人が身分を隠してやはりあとまで働かなければならぬ実態があるということ。それからいつでしたか、もう数年前になりますが、やみをやっているある女の人が違法で

もつてあげられた。そのときにたまたま見たら、これは元女教師であつたということが新聞に出たことがございませう。私はこれでどうほんとうに大きなショックを受けたのでございませうけれども、一体このようなことが、女教師であつたということであつていいのだろうかということ、ほんとうに強く感じたこととございませうけれども、このようになふに女の先生の待遇という問題につきまして、特に人事異動で結果的な差別が出てくるという今の日本の実情というものを、もつともつと教育行政担当の方たちは、これは中央、地方を問わずでございませうけれども、あたにかみのある見方をして當たつていただきたいものだといふふうに考へるわけとございませう。

○矢嶋三義君 参考にあなたの御意見を伺つておくわけですが、それは今までのあなたの主張は、女教師は勤めたくても、女教師に限らず女子公務員にも通することだと思ふのですけれども、やめさせられる実態がある、そういうことを改めてもらなければならぬ。そういう実態がある。しかるに、この年金法では、あなたが公述されたような減額年金制がしかれて非常に不利である、だから絶対了承できない、こういう立場で一貫した主張をされてゐるわけですね。そこで、この五十五才前にやめた場合でも、一定の基準によつて年金が支給されるようにしようというの、審議会、調査会等の答申があるわけですね。だから五十五才前にやめた場合において、男性でも女性でも、ある一定の制約で二十年の期間が条件がそろえば年金が受けるように法案を組み立てようといふのが、審議会、調査会の答申で大きな方針になつてゐるわけですね。そのやり方がいけないというわけですね。それでもしお考えがあつたら参考に向つておきたいのですがね、五十五才前にやめた場合に、年金を支給していただく場合には、どの程度ならまあ了承できると、それから五十五才後にどういふふうにしていただければよろしいと、現行のままではひどいからどうにもならぬのだという、まあこの程度のことを考へてくれればまあまあだといふようなもしあなたが参考があつたら——なければそれでよろしいですが、ありましたら、ひとつ参考にお聞かせしていただきたいと思います。

○参考人(奥山えみ子君) ちょっと先ほどの公述の中でも数字的に申し上げたわけとございませうが、新しい制度といふことになりませうと、二十二年間勤続して、もし四十五才でやめたという場合は、大体俸給が三万六千四百らになりませう。それが年金の計算でいきますと、一万五千七百——これは概算でございませうから、専門家の方たちの計算をまたあとでお願いしたらいいんじゃないかと思ひますけれども、一万五千四百程度になるようございませう。そうすると、これが十年前だといふこととで、結局五十五才のところから十年間分一年について百分の四ずつ減額といふことで固定されて参りますから、十年分を計算しますと、六千二百あまり減額されるということになるわけですね。ですから、四十五才のときには、一万五千四百の年金からその十年分の減額の六千二百分が引かれてしまふ、つまり手取りは九千五百といふことで、これがもうずっと一生限定されていく。これは先ほども申し上げましたけれども、もしこの人が、さらにあと十年勤めて五十五才まで働いたといふますと、木俸が四万八千一百四といふふうになり、これは大体の見当でございませうけれども、なつて参ります。その場合、年金額は二万六千七百六十といふ計算になるようございませう。これといきますと、大体二万六千七百六十円という額は、九千五百の約三倍、二・九七倍です。これは私の概算ですがけれども、大体三倍、つまり十年前にやめさせられたために九千円で固定される人が、五十五才まで勤めることができる、約三倍の年金になつてくる。このような開きはあまりにもひどいじゃないか。このことは、今まで施行されておりました恩給法で参りまして、先ほど公述いたしましたように、段階が設けられて、そうして五十五才からは元に戻るといふシステムのわけとございませうから、せめて私はこのような既得権を出ないような、段階をつけるにいたしまして、五十五才からは元に戻れるような考え方での案を作つて、方法を作つていただきたいと思います。既得権を下回らない制度にしたいといふことがお願いでございませう。

○矢嶋三義君 で、ぎりぎり一ぱいのところなんですね。その既得権を守れ、守つてほしいという基本線があるわけですが、ぎりぎり一ぱいのところ、五十五才になつたならば、減額年金のままでなくて、今の恩給法のおりに、満額を支給されなければ不合理であるし、絶対に納得できない、そういうふうにして承していただいてよろしいわけですか。

○参考人(奥山えみ子君) はい。

○矢嶋三義君 それでは最後にもう一問伺って、おいて私の質疑を終わります。が、公述の中にもありました、千分の二十の掛金率が千分の四十四と、一厘二・二倍になるという不満が非常に強いわけですね。この参考人の公述の中にも出てくるわけですね。これは国会ですと論議されてきたことですが、初任給なり、若い人々の給与ですね、給与の実態と非常に関係があり、特に若い人に不満が多いと思うのですが、そこで、若干失礼になるかと思いますが、けれども、あなたが女性の代表としておいでになられているのですから、参考に、答えられればお答えをいただきます。と思います。われわれのまあ掛金率なり、それから日本の公務員に対する給与体系の審議調査をするのに参考になるから、あえて伺うわけですが、あなたの知られる範囲なり、あるいは推測の及ぶ範囲において、女子公務員、あるいはそれを女子教育職員に限定してもよろしいですが、大体何才ぐらいで結婚したいという希望を持たれているのでしょうか。それと、給与の実態から、金額はこうでも、実際何才ごろでなければ結婚はできないという実態だということ、もしあなたの推測の範囲内で、数字がお答えいただければお教えいただきたいと思いますのですが、あえてぜひには申しません。

○参考人(奥山えみ子君) 私、若いというところからちょっと隔たっておりまして、今の年齢層の方たちのほんとうの声として、実感として申し上げられるかどうかかわらないのでございませうけれども、やはり大学を出て数年たれたら、生活を安定させて、そう

して教壇にお立ちになるということが一番望ましい形態ではないか、これはやはり基本的な人権の問題だと私は思うのです。ですから、二十五、六才になりましたら、男の方たちだってやはり世帯をかまえて、そうして安心してすべてに没頭できる、教育の業務に没頭できるということが、望ましい人間のある方ではないのかというふうに考えるのですけれども、二十五、六才なんていうときは、まだ係給は、やや親のすねかじりをしないと間に合わない程度の程度ではないかと思うのです。お洋服を作るにしても、お父さん

に作ってもらったというふうな二十五、六才程度の男の先生方の――女の先生方もそうでございますけれども、そういうような方が大部分じゃないか。そうしますと、やはりどうしても結婚して安定できる収入が得られるようになるのは、三十才をはるかに過ぎてしまふということに現実なってくるのではないかと思うのです。ですから、三十才前後で結婚していらっしゃる方たちは、非常にたばこ代に困るとかなんとかしよつちゅうおっしゃっていらつしやる。このことをやはりもっと考える必要がないのかというふうに考えております。

○委員長(小林武治君) ありがとうございます。

参考人の皆さんに申し上げますが、長時間にわたりまして貴重な御意見及び質問に対する御答弁がございました。ありがとうございます。委員会を代表しまして厚くお礼を申し上げます。

本日の御意見は、委員会の今後の審査にきわめて有意義な参考となることと存じます。これをもちまして参考人の意見聴取を終わることといたします。ありがとうございます。(拍手)

○委員長(小林武治君) それでは速記を始めて。
前回に引き続き政府側に対し質疑を行います。

○矢嶋三義君 総裁にかわって龍本給与局長に答弁を求めます。人事院は、国家公務員を対象に給与人事関係の所管している行政機構の一つですが、地方公務員関係は国家公務員に準ずるといふ形をとっていることは御承知のとおりです。したがって、地方公務員共済組合法案を現在当委員会審議中ですが、これらの法案についても、人事院は相当の関心を懷持されているものと推測するのですが、いかがでございますでしょうか。

○政府委員(龍本忠男君) ただいま地方公務員の共済組合制度が御審議中であるということは十分存じております。また、国家公務員の共済組合制度との関係もございしますので、注意は払っております。

○矢嶋三義君 国家公務員共済組合法に準じて地方公務員の同一年金制度である地方公務員共済組合法案の立案を所管省において国家公務員法に準じてという形で本日まで努力されて参ったことは御承知と思っておりますが、その大方針というものは、人事院でも行政府の一部局として妥当だという見解に立ってきているものかと推測するのですが、その点はいかがですか、念のため承ります。

○政府委員(龍本忠男君) 昭和二十八

年に、人事院は公務員法に従いまして、国家公務員の退職年金制度について、国会と内閣に勧告をいたしましたのでございませう。これは御存じのように、現在のいわゆる相互扶助による共済制度ということではなしに、公務員法に基づきまする恩給制度、國の一方的な制度というところ、人事院は勧告をいたしましたのでございませう。ただ給付内容を増加するというようなこと、あるいはこの制度に長期的計画を持たすというような意味で公務員もまた負担をする、従来、国庫納金という制度がございましたけれども、これは計算の基礎になっておりませう。したがって、制度の改善をいたしまして、この公務員の拠出を確立するということ、全体としての長期計画を立てるというふうなことでやりましたのでございませうが、あくまでもそれは恩給制度であつたわけでございます。で、人事院は、当時におきまして国家公務員法の命じておりますように、恩給制度を確立することが公務員についてはよろしい、こういう意見を持つておつたのであります。で、そのことを終始申し上げたのでありますけれども、国会におきましてやはり別途の御意見もございまして、やはり国家公務員についても、こういう制度は社会保険制度の一環として考えていく。何も公務員であるという特別の事態を特に強調しないで、これは一般に民間におきまして社会保険制度と同様のワケの中で考えたほうがよろしいということ、御決定になりました。現在、国家公務員につきましまして共済制度である退職年金制度が作られておるわけでございます。御存じのとおりでございます。

○矢嶋三義君 人事、給与等の専門行政機関である人事院当局としても、国家公務員に準じた形で検討、立案されることは方向として妥当だと、こういう見解に立っていると承してよろしいですか。

○政府委員(龍本忠男君) ただいま申し上げましたように、人事院が勧告をいたしましたときには、この国家公務員に對しましては恩給制度というものが適當である。これはまた国家公務員法にも恩給制度について立案して勧告するように書いてあつたわけでございます。ところが、人事院はそう考えておつたのでありますけれども、最終的國の御判断をいたしまして、やはり民間の社会保険制度の一環として公務員のこの種の制度を考えたほうがよろしい、こういうふうな國の御意思が決定した次第でございませう。そういう現在の状態に基づきまして判断をいたしますならば、これはやはり地方公務員の制度と國の制度というものがパランスをとることのほうが好ましいであらう、このように考えております。

○矢嶋三義君 あと数問いたします。この給与は、地方公務員は国家公務員に準ずるといふ形で処遇されて参つておりますがね。したがって、この共済組合法を立案するにあつて

して、この制度が国家公務員と同様の制度として出て参つておることはよく存じておりますが、その経緯を考えてみますならば、やはり地方公務員の制度、この種の制度が国家公務員の制度に準じた形ででき上がるということとは、むしろ國會の御意思に沿つた制度である、このように考えておる次第でございます。

○矢嶋三義君 人事、給与等の専門行政機関である人事院当局としても、国家公務員に準じた形で検討、立案されることは方向として妥当だと、こういう見解に立っていると承してよろしいですか。

○政府委員(龍本忠男君) ただいま申し上げましたように、人事院が勧告をいたしましたときには、この国家公務員に對しましては恩給制度というものが適當である。これはまた国家公務員法にも恩給制度について立案して勧告するように書いてあつたわけでございます。ところが、人事院はそう考えておつたのでありますけれども、最終的國の御判断をいたしまして、やはり民間の社会保険制度の一環として公務員のこの種の制度を考えたほうがよろしい、こういうふうな國の御意思が決定した次第でございませう。そういう現在の状態に基づきまして判断をいたしますならば、これはやはり地方公務員の制度と國の制度というものがパランスをとることのほうが好ましいであらう、このように考えております。

○矢嶋三義君 あと数問いたします。この給与は、地方公務員は国家公務員に準ずるといふ形で処遇されて参つておりますがね。したがって、この共済組合法を立案するにあつて

は、国家公務員共済組合に準じてやはり扱っていくというような大きな方向が出されておるわけですね。そういう大前提に立つと、二十八年の人事院が内閣と国会に勧告をしたこの退職年金制度に関する勧告の中の費用の点ですね、負担率、それから掛金率のこういう費用の点についてのみでよろしゅうございますが、そういう趣旨の勧告をされたか、御記憶があられましたならばお答えいただきたいのです。

告いたしました恩給制度におきましては、これはこの制度の建前上国が主としてやるのである、しかし、その給付内容をごさるにようにするため、また多少この公務員の相互扶助ということも考えていいではないかということと、それから制度自体が長期計画というものを

持ちますために、保険数理を計算の基礎とするというようなことでやったのでございますが、その当時におきましては、この国が拠出したします費用が、人事院勧告では百分の七十五、それから公務員の支出いたします負担分が百分の二十五、こういう割合で勧告をいたしたのでございます。この公務員の百分の二十五というものは、これは従前、国家公務員の中では恩給法法の適用を受けておった人々が國庫納金として負担しておりました部分、また雇用人あるいは用人等で当時の共済組合制度で負担しておりましたこの拠出分、このものを平均いたして考えますと、大体百分の二十五、こういうことになるのでございます。で、従前の負担率を国家公務員につきましては、平均的には変えないという線で百分の二十五、こういうことで勧告をいたし

たわけでございます。

○矢嶋三義君 掛金率はどの程度が妥当だと勧告されましたか、お答えいただけます。

○政府委員(瀧本忠男君) ただいま申しましたように、人事院が勧告いたしましたものは、恩給制度における公務員の拠出分ということでございますが、公務員の負担割合百分の二十五、百分の百の中における二五％を公務員が拠出するというところで申し上げたのでございますが、それを一人の負担分で考えてみますと、俸給の約三・〇％こういうことになるわけでございまして、その当時におきましては俸給の三・〇％でございます。三・〇％、こういうものが一応妥当である、こういう計算をいたしたわけでございします。

○矢嶋三義君　そこで年金制度は、行政府の中では主管省はあなたのほうでありませんから、それは触れて参りませんが、しかし、年金制度は公務員の給与と条件の一つですからね。だから、あなたのところの所管している給与制度の内容とも関連してくるわけです、生活条件を整えるという立場から申しますとね。そこで伺いますが、あなたの方が勧告をし、それに基づいてわが国で実施されている給与体系なり給与の実態からいって、国家公務員あるいは地方公務員を対象とするこういう制度に、おいても四・四％、千分の四十四という掛金率というものは妥当でないという見解が私は人事院として出てくるのではないか。もし、その千分の四十四という数字を認めれば、あなたのところのベース・アップ等の給与体系の勧告に、千分の四十四の負担能力と合わせ

せてそれを調整したものが、勧告をされ、そういう給与体系、給与実態に合わないという、これは私はつじつまが合わないと思う。もう一言敷衍して説明いたしますけれども、先ほど参考人から意見を承ったところが、結婚したくても三十才をこえなければ経済的に結婚する能力は養わないということ、です。もちろんあなた方が初任給の引き上げ等について今まで研究して善処されてきた点は認めたといいたしまして。しかし、先般本委員会でも質疑応答で政府側から答弁があったのですが、大学を卒業して五年経過しても、五年後——これは結婚適齢期でしよ。う。これはむしろおそいほうになって

くるてしょう。それでも東京都において上級職官について二万六千六百円、東京です。小中学校の場合は、東京で二万六千六百六十円、大ざっぱに言って二万一千円ですね。大学を出て五年です。これで一体結婚して食えるかという事です。それにもってきて、このたび一挙に掛金率が千分の二十から千分の四十四、二・二倍ふえるわけですね。こういう一連の施策に対して、公務員が、特に若い層がたまらないうちで言うて不満を表明するのは私は当然だと思ふのです。考えなくちゃならぬところですね、私たちは。だから私は、人事院としては、かつてこの制度を考へる場合に、負担を七五と二五を考へ、掛金率を三割が適当である、そういう形でこの所得保障の年金制度というものを國は考へるべきだという見解に立つて、それがあなた方の日本の公務員に対する給与体系なり給与の実態とマッチした形だということでおるわけですからね。そういう角度か

ら考えた場合に、こういう四・四%といふものが出た場合に、これはやはり少し、どういふ保険数理で出ておるか知らぬが、少し高過ぎるなら、少し国の負担をふやすべきじゃないか、それができぬとすれば、この負担能力ができるように、つじつまが合うように、給与体系面でこの初任給を引き上げるなりべ・アをするなりしなれば、公務員の生活は苦しくなる。それを研究し、解決するのが人事院の使命である。こういう角度からこの問題を把握し、関心を持たれているのではないかと推察しますよ。僕の立場からいえば、それが義務だと思ふのですが、その点の人事院の見解を承りたい。

○政府委員(瀧本忠男君) 御指摘のように、現在国家公務員の共済組合制度におきまして公務員の負担率は四・四％ということになっております。これは明らかに人事院が勧告いたしました恩給制度における拠出率の三％より多いということは、御指摘のとおりでございます。しかし当時立案当局からいろいろ説明があつたのを私も記憶いたしておりますが、その説明によりますと、恩給制度時代に国が負担しておつた部分というものは、少なくともこの共済組合制度だけを見ますと、多少減つておるのであります、国の負担分が。けれども、あのときにはあわせて退職年金制度の改善が行なわれるということに相なつたのでございまして、その退職年金制度とあわせて考えますと、国の負担分というものはこれは減つていない。従前に比べて減つていない。公務員の掛金率が上がった。分、これは従来の恩給制度に比較して申してもよろしゅうございしますが、そ

の分だけはこれは給付内容の改善に充てられておる、こういう結果になっておるのでございます。四・四が多いかと思いませんけれども、人事院が催告いたしました恩給制度というものをこれを承認していただけるという立場でありますならば、これはまた別個の議論があらうかと思うのでありますけれども、そうではなくして、こういう制度はやはり社会保障制度の一環として相互扶助という建前から考えていくのがよろしいのだという建前で、この考え方の違った制度ができ上がったわけでございます。そういう制度のもとにおきましては、やはり掛金率というものと

もそういうことになるというのは、これはまたやむを得ないのではなからうか、このように考えております。先ほど私が、退職手当と申し上げるところを退職年金とちょっと間違つて申したのでありますが、ちょっと訂正いたします。なお、掛金率が高くなることによりましてこの退職給付の内容が改善されるという結果になっておるのでありますから、これは単に公務員に対して負担のみしいておるといふふうには考えられないのではないかと、このようにわれわれ思っております。それは目先では直ちに返ってくるものではないかもしれませんが、将来にわたつてやはり退職後の給付ということで内容が改善されていくことであるならば、これはやはり公務員の負担率が多少ふえてもやむを得ないのではないかというように思っております。なお、このことと公務員の現在の給与水準をからまして考えるということは、われわれといたしましては理屈が合つ

ていないのではないか。御存じのように、人事院が勧告いたしますものは国家公務員を対象としたものでございまして、その範囲でだけものを申さしていただきますが、その場合におきましては、民間給与、生計費、その他人事院が考える適当な要件というものがございまして、そういうことを柱として公務員の給与水準が妥当であるかどうかということを判断し、必要があれば人事院は勧告いたす、こういうことに相なっておるのでありますから、その限りにおきましては、人事院はやはり十分なる責務を遂行いたさなければならぬ、このように考えておるのであります。しかし、現在の掛金率の問題と関連いたしまして、公務員の給与水準を動かすということ

は現在のところ考えておりません。
○矢嶋三義君　まああなたの前段、それから全般的に言って終わり程度はあなたの所論を僕は認めますが、しかし、一言やはり僕はどうしても納得がいかないのは、今の薄給な若い公務員に、ここで一律に二・二倍の掛金の支出が義務づけられる、この実態はあるわけですかね。だから、二十年後にその給付内容がよくなる悪くなるは別として、二・二倍の義務的な支出が生ずるわけですか。しかも、それは一部は資金運用部資金に投入されて、国家資金の運用の便にも、本人の意思に反して回っていくわけですかね。そういう支出面が新たに生ずるといことは、これは民間給与と云々ということとは別問題でなければ、それだけ公務員の手取りに影響のある事実を持っているというところは、人事院勧告をするために給与の実態を調査する場合には、心の

すみに僕はとどめておくべきことだと思ふのですがね。そのぎりぎりのところを私はさっきから伺っているわけですが、それをも、そんなものは一顧だに——一切のすみに置く必要はないのだというような主張は、僕はいただきかねると思ふのですが、その点はあなたどうお考えになりますか。

○政府委員(瀧本忠男君)　ただいまのお話は、地方公務員につきまして其の組合制度が今度御審議願っているわけでございます。それとの関連でお話があったのでございまして、われわれ国家公務員のことに関しましては、責任もある立場にあるわけでございますが、すでに国家公務員につきましても、この制度はもうでき上がっているわけでございまして、それでむしろ国家公務員につきまして、もしそういうことをかりに考える必要があるとするならば、これは国家公務員につきましてもこの制度ができましたときにそういう問題があったのではなからうかというように思ふのであります。そのときに、やはりこの種の問題がなかったわけではございませぬ。けれども、その当時におきまして、ただいま私が申し上げましたような見解に立ちまして、特にその点に着目して人事院が勧告いたすというところはいたさなかったでございまして、こういう次第に相なっておる次第であります。

でも、この内容にやはりここにそういう問題点がある。それを是正すれば必然的に国家公務員共済組合法を、あとで、よりよくできた法律に準じて直すべきだという大前提に立つて物事を考えて伺っているわけ、政府は国家公務員共済組合法に準じてやったのだ、これでずっと押し通している。あなた

は、もう国家公務員共済組合法は成立していたのだ、自分のところは国家公務員を対象にしてやっていると、それから、これはちょっとアウトだと言え、それは一応折り目立っているもので、何をか言わんやですけれども、私の気持では、相互の相関関係からいって、この点はこの法案の問題があるようだ、そういう問題がある、それを新たに考えられた地方公務員共済組合法に準じて国家公務員共済組合法をそろえなければならぬ、こういう立場から伺っているのですが、これはこの点にとどめておきます。

んお見えになって、私の主張による質疑に対して、矢嶋の主張のとおりだ、その点に従って行政は善処、解決の努力をしなければならぬという答弁をしたわけですか。そこに出席しておった大蔵省の政府委員も、文部省の政府委員も、それを承して会を終わっているわけですか。したがって、人事院当局においても御研究されたことであり、関係のあることから、荒木国務大臣の方針に基づいて、大蔵省それから文部省、さらに人事院も、そういう関係当局で緊密な連絡をとり、早急に研究して善処をしていただかなければならぬことだと思ふのです。それを、了承しました、早急に研究して善処しますという確認をしていただいて、私は本日

の人事院当局に対する質疑を終わります。
○政府委員(瀧本忠男君)　ただいまお話しがございました、師範学校の専攻科の卒業生が、その専攻科に行っておりました期間休職になっておりますために、その期間が退職後の退職手当及び恩給の計算において期間が半減されて不利である、もともと、この期間というものは研修のために行っておたのであるから、だから、当然これは休職というふうなことでなしに、普通の勤務期間というふうに取り扱ふのが至当ではなからうかという御意見であると思ひます。私もそのほうでも、この問題を事務的に研究はいたしてみましたが、ただ問題は、この問題が地方公務員の問題であり、かつ一方におきましては、恩給、退職手当、すなわち、総理府恩給局あるいは大蔵省の所管になっておりますので、直接自分のところの所管でございませぬので、ただ、まあ、

一緒に研究もいたしまして、いろいろできるだけ努力はいたしたいと思ひますが、おのずから問題の限界があるうかと考えております。ちなみに、この問題につきまして、一体、国家公務員の場合に現在どうやっておるかということの詳細に調べてみたのでございしますが、現職のままで研修に行くという場合がございまして、また、休職にして行くという場合がございまして、それからまた、場合によっては、一たん退職して行くという場合といろいろあるわけでございます。現に国家公務員で休職事由に該当しておりますために、休職にして研修に行かすというものが相当数あるものでございまして、この問題は現在人事院規則の一四四というのでやっておりますが、これは現在の職務との関連の度合、あるいは当該研究の内容、あるいは研修に参ります相手方の施設の公共性という観点からこれは任命権者がそれぞれ判断をいたしまして、現職のままで行かすか、あるいは休職にいたす、あるいは場合によつたら、一たん退職せしめて行かすというふうなことが定められておるわけでございます。いろいろこの師範学校専攻科というものがどういふ性格であるといふようなことを詳細に研究してみまして、それぞれの所管庁におかれまして結論を出されるというわけに相なろうかと思ひますが、われわれのはうといたしましては、十分協力をいたしまして、できるだけだけの協力をいたしたい、このように考えております。

○委員長(小林武治君)　委員の異動について報告いたします。委員山本伊三郎君が本日付で辞任され、その補欠と

して占部秀男君が委員に選任されました。

○矢嶋三義君 議事進行について。

先般から本日の午前中まで、この法案について本委員会が審議するにあたって、内野的な審議をやっておる。私は、この法案を審議するにあたって、この法の適用という角度から、多年にわたってペンディングになっていた問題、この法案審議にあたっては外野的な審議ですね、取り扱いになるかと思うのですが、この際により議論して最終的に解決するのが適当だと思つて、総理府総務長官において願つたわけで。その審議対象は、当院でもずっと論じて参り、先般、当院の内閣委員会と関係法案審議の場合に附帯決議がなされました満州国在勤職員に取り扱いの問題ですね。恩給法時代における取り扱い、その恩給法の考え方、大きく変わつて、ここに社会保障政策の一環として、社会保険方式による共済年金が発足するという段階に、いかにこれを取り扱うべきかということ、を、そうした過去を振り返り、現時点に立つて十分調査して、あやまちなきを期さなければならぬのじゃないかという、きょうは最終的なチャンスだ、機会だ、こう思ひまして、先般、適当な機会に総理府総務長官、恩給局長において願つて質疑していただき、御所見も承り、調査いたしたい、こういうことにおいて願つたわけですが、先ほどの専攻科の卒業生云々というの、そういう外野的な審議の一つとして取り上げたわけですが、委員長、本日はもう、参考人の公述聴取、それから質疑もあり、時間も相当延びております

し、また、私がそれを質問することを通告したのでありますけれども、時間も相当延びておりますから、次の機会にやることは私は適当だと思ひまして、さういふ取り計らつていただくとよろしいのじゃないかと思つて、みずからのことですが、みずから議事進行の発言をしたわけですが。

○委員長(小林武治君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(小林武治君) 速記を始め

○秋山長造君 楠木さん見えておる機会だからちょっとお尋ねしますが、この二十八年に出されました国家公務員退職年金制度に関する人事院勧告、これ以後、この退職年金の問題について、人事院は何か勧告されるところか、あるいは見解を発表されるところか、あることは、今日までありましたか。

○政府委員(楠本忠男君) これは退職年金制度が、いわゆる共済組合法案におきまして退職年金制度が国会で御審議になりましたときに、その経過におきまして、政府側に対しても人事院の主張をしばしばこれは非常に強く申し上げ、かつ、国会で御審議に相なりまして、人事院の意見を申し上げた次第であります。そのほかには、特に、ある時期に人事院の見解を発表したというところはございません。

○秋山長造君 そういたしますと、国家公務員共済組合法ができたときに、強く政府に申し入れ等をされたというのでありますが、その内容は、二十八年の勧告に沿つた内容ですか。

○政府委員(楠本忠男君) 御存じのよう、人事院が勧告をいたしましたし、

しばらくこれが、まあ俗な言葉で申しますと、恩給制度に関する人事院勧告というものがたな上げになつておつたわけでございます。で、われわれの見解といたしましては、もちろんその勧告は生きておる、このように考えておるわけなんです。そのときに、給付内容等は大体におきまして人事院勧告の内容と同じでございますが、ただ、制度の立て方が人事院の勧告と違ひます。共済制度として出て参つたわけでありまして、そのときに人事院は、やはり人事院が従前勧告いたしておるあの制度がいいんだということをおし上げたわけでありまして。

○秋山長造君 それではよくわかりました、そういたしますと、人事院としてのこの問題についての見解というもの、まあ長い将来のことはいざ知らず、今までのところは、やっぱりこの二十八年の勧告というものが、正しいといひますか、そうあるべきものだといひますか、今日も依然として生きているというように解釈したらいひですか。

○政府委員(楠本忠男君) これは、人事院は主張いたしましたのでありますけれども、人事院の勧告というものが一方に出ており、そして政府から共済組合制度という制度をお出しになつて、そしてこれを国会でいろいろ御議論の末、公務員のこの種の制度は、これは社会保障制度の一環として、民間の同種の制度と均衡をはかつてやるのが適当であるという最終的な国会の御判断があつたわけでございますから、われわれとしてはいつまでもぐちぐちいひ言つてはいないで、やはり国会で最終的な御判断になつたものでござい

ますから、やはりそれを、現在ではよろしいと、こういうふうに言わざるを得ない立場にある、このように考えております。

○秋山長造君 人事院のお立場としては、一応これとは相当違つた建前の制度ができた今日ですから、あくまで二十八年の勧告が依然として生きていゝという一—これもまあ考えようで、生きていゝと言へば生きていゝと私は思ふんですけれども、まあ生きていゝといふ切ることあなたのお立場としては、できにくいんだらうと、まあその点はお察ししますが、先ほど矢嶋さんの御質問にあつたように、この勧告の中の費用の負担区分の点、それから掛金率等の点について、人事院勧告の内容と、それからでき上がった国家公務員共済組合法の内容とは相当食い違ひができておることは事実ですね。同時に、たとえば、この勧告の中に、人事院で考へた退職年金制度において、いわゆる恩給法の若年停止制をそのまま残すということが適当だということになつておるんですね。ところが

国家公務員共済組合についてもそうですが、今度の地方公務員共済組合法においても、この若年停止制は否定されているんですね。この点はどうかお考えになりますか。私はやっぱり若年停止制というものは、これはそれ相当の根拠があつて作られたもので、それから、もう長年これは実施されてきて、いゝわばこの種の制度については、これはもう若年停止制というものは、一つの歴史的に確立した制度だと思ふんです。だから、人事院勧告で、これがそのまま新しい退職年金制度に取り入れられるべきものだといふ見解を発表さ

れたことは、私はきわめて現実的であり、筋も立っていると思ふ。で、それが減額年金制度というもののすりかえられたわけですね。まあすりかえらるゝという言葉はちよつと語弊がありますけれども、変わつてきておる。その点についての、一体どちらがいいのかという御見解を承つておきたい。

○政府委員(楠本忠男君) 先ほどから申し上げておりますように、人事院が勧告をいたしました制度は、これは国が主体となつてやる—まあ公務員も一部分拠出をいたしまするけれども、国が主体となつてやる制度であつたわけでございます。で、現在あります共済組合制度、またたゞいま御審議中の地方公務員の共済組合制度におきまして、これは相互扶助という立場から、社会保障制度の一環として、公務員が全体的に相互扶助をする、こういう立場に変わつてきておるわけでございます。したがつて、ただいま御指摘になりました若年停止の問題、あるいは減額年金の問題も、私はこれはやはり制度の違いによつて起きてくるものではないであらうか。従前の恩給制度におきまして、若年停止という制度があつたわけですが、またたゞいま御審議中の制度は、国がやる制度でございます。これはやはり人事管理上の便宜という観点から、そういう制度が許されるという余地があつた、このように考えておるのであります。

ちなみに、現在の共済組合制度におきまして年金と、人事院勧告におきまして恩給制度とどういふ点に違ひがあるかというのを二、三申し上げてみますならば、人事院勧告では、遺

族年金は、二十年以上在職した人の遺族につきまして遺族年金を支給し得るというふうな建前になっておいたのであります。それが現在の共済制度におきましては、勤続十年以上たつておるならば遺族年金が出る、この辺の違いもございます。また、懲戒免の場合におきまして、人事院勧告では、これはもう失権をしてしまふ。復権ということはないのであります。復権というのは共済組合法におきましては、懲戒免の場合におきまして二〇分の支給制限があるだけで、やはり八〇分は出る、このような違いがございます。これはやはり恩給制度ということと、それから相互扶助による共済制度の違いという問題がその辺にあるのではないかと、かというように考えておる次第でありまして、共済組合制度ということになって参りますと、退職後に受ける年金といふものは、個人によつて、やはりある人には厚く、ある人には薄いというわけには参らぬだろう、これはやはり数理計算の建前上申せることではなからうかと思ふのであります。したがって、早く恩給を、年金を受けたいという方には、やはりその支給開始時期が早いのでありまして、その後における平均余命等も違ふのでありますから、その時点におきまして年金原価と申しますか、こういうものが大体同じになるかというところが公平を期するゆえんではなからうかというように、保険数理上は考えられるわけでありまして、したがって、このような共済制度におきましては、やはり減額年金制度といふことをとるということが建前上一応考えられることではなからうか、このように考えます。

○秋山長造君 一応考えられるということであつて、これは必然性は私はないと思ふのですがね。共済制度だったらこの減額年金でなければいゝか、あるいは恩給制度だったら若年停止でもよろしいということ、これは私は本質的な問題じゃないと思ふのですがね。共済制度においても、五十五才になつたら復元するというのは、これは共済制度そのものが、相互扶助であらうと何であらうと、とにかく老後の生活の保障という大きな建前を持つておる以上はね。ですから、あなたの立場としては、これはこの政府案のようなことも一応は考えられるだろうというだけのことであつて、これはもう共済制度の本質に触れる問題ということ、私はない、こゝろ思ふのですがね、その点いかがですか。

○政府委員(瀧本忠男君) これは、とことん詰めて白黒かというふうな議論ではないであらうというふうに思ひます。ただ、恩給制度の場合におきましては、若年停止という制度が従前からあつたわけでございます。これはやはり人事管理上の必要がある。恩給制度というものを官の制度としてやる、若年停止というふうなことも考える余地があるし、また従前の恩給制度におきましてはそういう制度があつたわけでございます。これを人事院勧告に取り入れるということ、これは一応理屈があると思ふのでございませうけれども、やはり保険数理を基礎といたしまして現在の共済組合制度の建前から申しますならば、やはり減額年金といふのが自然である。一応と申しましたのはちよつと言葉が必ずしも適当でなかつたと思ひます。むしろ自然である、このように考えられるわけでございます。

○委員(小林武治君) 委員外議員山本伊三郎君から発言を求められておりますが、これを許可することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員(小林武治君) 御異議ないと認めます。

○委員(山本伊三郎君) 実はきょうは審議がないということ、午後から内閣委員会でもつと要請があつて行つていたのでありますが、皆さんの許可を得て二回だけひとつ質問しておきたいと思ひます。

ただいま人事院の給与局長から勧告についての経緯の説明があつたのですが、人事院は昭和二十四、五年ごろから相当年金の問題について検討されたことは私もよく承知しております。また、マイヤーズ勧告が出て、相当これによつて人事院も拍車をかけられて十分検討をされた。したがつてこれは私も十分知つておりますから、そんな内容に異議はございません。せっかくそういういろいろと長い期間かけて検討して出された勧告が、もちろん国会でそうきめたのだからこれは人事院の責任とは思ひません。そういう長い検討で、長い期間をかけてやつたやつが、今度国家公務員共済組合法というところで昭和三十四年いゝわゆるこれが国会を通つたのですが、それについて人事院としてはその後この問題については一切ノー・タッチ、勧告を出しただけで、政府の出方なり国会の審議はもうそのまゝ見送つてその後一切その問題に係属しておらないと、こういうことですか。

○政府委員(瀧本忠男君) これは三十四年に成立したわけでございます。まだあまり日にちがたつておるわけでもございませうし、そのときから比べまして社会情勢が格段に変わつておるといふような状況でもございませう。したがつて、人事院は恩給制度がしかるべきであるという勧告をいたしたたのでございませうけれども、また、それを法案が出来る過程等におきまして、ずいぶん強く主張したのでありますけれども、当時の政府並びに国会におきまして、こういう制度をお用いにならなかつた、そういう経緯がございます。したがつて、やはり最終的に国会でそういうふうにおきめになったのでございませうから、一々その翌日からそれをひっくり返すというふうなことは、これは言うべきではない。人事院の責務といふのはそこまで終つておるのではないかと、かろうかというふうに考えておるわけでございます。ただ、公務員法百八条といふのがございまして、将来に向かつてやはりこの制度が適當でないといふような時期が参りましたならば、そのときにおきましては、人事院はやはり制度の改善なりにつきまして意見の申し出をするという権限が留保されております。そのことは絶えず意識しておりますから、十分この制度の運営とまた実態と合つておるかどうかと、いふことにつきましては、十分な関心を払つておるつもりであります。

○委員(山本伊三郎君) 瀧本局長はなかなか検討しておるのですね、ことに国家公務員法の百八条を先に言われたのですが、人事院勧告をする場合に、国家公務員法には百八条、地方公務員にも同じような規定が四十何条にあるのです。したがつて、各扶助的なものでやるには問題があるといふことは、その当時検討されておつたと思ふのです。したがつて、この点については私はもうその答弁でこれ以上触れません。ただ、そういういろいろな経緯を経て、なおかつ——これは小平総務長官、あなた責任はないのだが、たまたまこられたからあなたに聞くのだが、そういう経緯から考へて、政府は人事院の勧告をいつも尊重する態度を言つておるが、なぜそれを別個のものを出したか。あなたはそれとごらなかつたのですか。あなたという考え方についてあなたどう思ひますか。

○政府委員(小平久雄君) せっかくのお尋ねでございますが、私も正直申しましてあまりその当時の事情をよく存じません。なおよく関係者にその話を聞いてみたいと思ひます。

○委員(山本伊三郎君) 総務長官は無理だと思ふのです。そこで大蔵省の給与課長に伺ひますが、大体これは主官省が大蔵省なんです。それは、あなたは給与課長にかつて間もないから、あなたは無理でないかと思ふのですが、大蔵省が強引にこれを出したのだと思ふのですが、その当時は佐藤大蔵大臣だつたと思ふのですが、そういう人事院の勧告の精神というものの、対してこれを出したという大蔵省のその当時の考え方をちよつと聞いておきたい。

○政府委員(平井通郎君) 御指摘のとおり、私も当時おりませんでして、また聞きの際になります、聞いており

ます範圍で御答弁申し上げます。御承知のとおり、国家公務員共済組合法は、戦後一般雇用人に対して適用される法律ということで作られておいたわけでございます。ところが、昭和三十一年と記憶しておりますが、公共企業体の職員について、国会を中心として、共済組合制度によって雇用人並びに一般職員についても退職年金を支給するのが妥当であるという観点で、まず公共企業体職員等共済組合法というのが制定されたわけでございます。その内容並びに思想は、私どもが国家公務員共済組合法でとっております考え方と基本的には同じでございます。いわば公共企業体に属する職員について、まず現在の一般的な長期給付並びに退職年金制度というものができ上がったわけでございます。その後これを全国家公務員に適用するかどうかという観点から、大蔵省におきましていろいろ検討したわけでございまして、その場合に、先ほど人事院給与局長から御答弁のございましたように、国が所管する形で、かつ恩給制度の変形という形で退職年金制度を作るべきだ、あるいは公共企業体等にならって保険数理を基本として、かつまた社会保障の一環としての共済組合制度によって国家公務員の退職後の生活の保障を行なうべきだと、こういう議論で、非常に長く、かつまた各方面で議論されたわけでございます。その結果といたしまして、現在のような社会保障制度の建前からいたしまして、国家公務員だけのいわば恩給制度にかわるべき特殊な制度としての退職年金制度ではなくて、一般的な社会保障の体系の中で国家公務員の特殊性を加味した

退職年金制度を作るといふような観点で問題が審議された。その結果、御承知のとおり、たとえば、職員と国の負担率が四十五対五十五というふうなものにもなりまして、また若年停止制度につきましても、公共企業体職員等共済組合と同じような考え方、減額年金制度を採用された。こういったようなことに私も何うております。

○委員以外の議員(山本伊三郎君) あなを責めたところで、事務当局は何か問題ないが、あなたがそういう説明をされたついでに言っておきまうが、その公企業の職員については公企業等労働関係法というのによつて一応身分は規定されておる。国家公務員、地方公務員は、国家公務員法、地方公務員法という、ああいふもので一応規定されておる。したがって、そういう関係から見ると、やはり国家公務員なり地方公務員については、特殊な関係にあるというところは一応言えるのです。それで、そういう意味において、私はあれにならなつてそのままやるということについてはまあ問題があると思う。しかし、もうすでに国会で成立したものをここで言つたては仕方がない。今後これは問題が起つてくると思うんだから、そういう点は、われわれとしては問題点があるということとを提起しておきます。

それから、あなたはえらいことを言つたのですが、国のは五十五を、持つて組合員が四十五だと言います。が、他の社会保障制度による社会保険にしても、国のいふ補助負担金というものは、少なくとも一〇〇程度持つてゐるのです。それを差引くと、これは半々なんですよ。何も、国

がよいけい持つてゐるというわけじゃないのです。だから、いかにも国が五十五持つてゐるから、別な要するに、恩恵を与えておるといふような言い方は、もう慎んでもらいたいと思ふ。まあこれ以上言いませんけれどもね。これは、取り消してもらいたいたいは思はないが、まあ反省してもらいたい。

それでお聞きしますが、先ほど瀧本局長が、今度の地方公務員の共済組合法では退職年金が無条件で十年たてばつくと言われたが、あれは廢疾の場合が退職年金に移行するのであつて、それ以外はやはり二十年というものであります。で、まあその意味だと思ひますが、何ともえらい、非常によくなつたという印象を与えるといけませんので、これだけちょっと訂正しておいてもらいたい。

私は、これできようは終わります。

○矢嶋三義君 総務長官いつもつと来てお待ち願つてゐるから、十五分間程度で片づけますから、総務長官この前もお待ちになつてお帰りになりましたので、十五分間程度で片づけたいと思ひます。

それでペンディングのところは、いづれこの法案が上がるまでは総務大臣御出席になるでしょうか——内閣は総務大臣が代表ですから、あなたのほうから御相談なさつて、ペンディングの分は最終的に総務出席のときにお答えいただくようにしてもらいたいと思ふ。問題点だけビック・アップしてお伺ひしたいと思ひます。

大前提として、国家公務員共済組合法もそうありますが、地方公務員を対案として今度立案されたこの法案

が、恩給法とは大きく転換した。社会保障政策の一環として社会保険方式をとつた大きな転換をしたという前提があるというのを忘れにほしくないことと、それから公平の原則を貫きたいというところが前提にあるということをお含みの上、お答えいただきたいと思ふ。

まず伺ひたい点は、満鉄は当時國營で設立をしたということであつたが、國際情勢その他を當時勘案して公社方式を採用した。いかがですか、ただ、そうだと、違ふといふことだけでよろしいですか、お答えいただきたい。念のために、ファクターだけきやうそろえておこうということです。お答え願ひます。

○政府委員(小平久雄君) その点まことに不勉強で申しわけありませんが、今先生の御指摘のように、本来國がやるべきことを、國際情勢等を勘案して株式会社形態をとつた、そう言ひ切れるかどうか、実は私も今こゝではつきり申し上げるだけの確信がございせん。ただ、御承知のとおり、國策に沿つた仕事をしておつたということは、これはまあ事実だと思ひます。

○矢嶋三義君 次に、この満鉄は勸令で設立されて、全額政府出資でやつたという点の御確認を願ひたいです。

○政府委員(小平久雄君) その点もはなはだ不勉強で申しわけありませんが、私の記憶では、政府が全額を持つておつたとは存じておりません。民間でも株式を持つておつたように記憶しますが、その割合等、今資料もございませんで、申し上げられませんが、民間でも株式を持つていたというふうには、私はまあそういうふうには、

込んでおります。

○矢嶋三義君 私は発足當時のことを申し上げてゐるわけで、この点次の委員会までペンディングしておきます。

次に、この費用は一般会計から支出されたものである。御確認願ひます。

○政府委員(小平久雄君) それじゃ大蔵省やつてくれ。

○政府委員(平井通郎君) よろしうございませう。

○矢嶋三義君 はい、けっこうです。

○政府委員(平井通郎君) 私どもの伺つてゐる範圍では、一般会計から支出されたものだといふふうには何うております。

○矢嶋三義君 次に、この公計検査は日本國の公計検査院で検査しておつたという点、御確認を願ひます。

○政府委員(平井通郎君) さうに存じております。

○矢嶋三義君 満州國が発足した場合に、満鉄から地方部、地方行政部が満州國へ移つた。この点御確認願ひます。

○政府委員(平井通郎君) 詳細についてはつまびらかにいたしません。が、大体そういうことであつたように記憶いたしておきます。

○矢嶋三義君 次に、生まれた満州國の國防、交通は日本政府が秘密協定でこれを押え、そうしてその交通部門は百パーセント満鉄が担当したといふことの御確認を願ひます。

○政府委員(平井通郎君) 私どもも詳細に公文書等について確認したわけではございませんで、確かかどうかは存じませんが、われわれのほうへ満鉄関係の方々がお見えになつてのお話では、そういうふうであつたといふふうには何うております。

まして、公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案を御審議の際に、二月の十五日でありましたか、附

たけれども、こういう政策がよかったのか悪かったかということは別にして、実際の戦争のさなかに、一休軍人百屈とどういう関係で働き、どういう犠牲が出て、どうであったかという、その

案の審議の過程においてはつきりしていただきたい。この件につきキエーは、先般の参議院予算委員会の審議の段階に若干質疑が出ましたけれども、

に、御承知と存じますが、満鉄時代の満鉄の職員、まあおよそ五万人からやられたということでございますが、そのうち内地に帰られまして国鉄に職を得られました者が五千数百人からに及

長官の答弁をおおむね了とします。すけれどもね、少しもののはさまっておるところがあると思うのですよ。参議院予算委員会ではね、相当荒っぽい答をしましたけれども、ああいり審議方す

をとるからそのままに終わっていただけなんです。本日は私は期しておたわけです。実は、私は前からこれ関心持っておったのですが、第三十八国会で、満州国の問題が解決したときに、一緒に解決しような錯覚を起こしておったのです。そうしてそれは錯覚であつて解決していかないということで、僕はびっくりしたくらいですがね。それであらためてまた勉強し直したわけですから、それはさつき九点について確認願つたのですが、これ調べてごらんない。全部そのままですよ。そういう確認事項を要素に考えたら、あの池田さんの予算委員会の答弁というものは、実態を知らない、乱暴だということになりますよ。それで、これ特定の大臣が考えておたつて、この問題解決できないと思うのです。あなたは恩給法所管だが、国家公務員、地方公務員共済はそれぞれ所管大臣があるわけ。社会保障の一環としての所得保障方式の、所得保障の中の一つの恩給であり、年金である。そういう角度から、やっぱり関係者で、関係懇談会等で、これをいかにこの時点で処理すべきかということを協議していただかなければならぬと思うのですよ。これをやれば関連が非常に多くなつて広がる云々と言いますけれども、この前はそういうこと言われておりませんでしたけれども、私はそういうことはないと思うのです。いろいろ聞いてみるとそれに類似したものというのはいないのです。かりに百歩譲つて、あつても切れるところは、退職手当における大蔵省で作っているこの指定期間等を参照すればラインの引き方は十分あります、百歩譲つても。だから、さっきの

総理府総務長官の答弁は了としますが、あえてきょう二十分ほどいただいで質疑させていただいたわけですから、あなたを中心に閣内でこういう法律案を審議する機会に、再び検討されて御善処いただきたいと思うのです。これは当事者にとつたら非常に大きな問題でね。それは単に人情論だけでなくて、外地で働いたという人情論だけでなくて、私は筋が通っていると思うのですよ。筋がこれは通っていると思うのですよ。そういうことはやっぱり折り目を正した解決をしないという、われわれの疑問も正されないのじゃないかというので、まあ総理府総務長官の御理解ある御善処をお願いしたいということでおでましを願って伺ったわけですが、いかがですか、御協議いただけますか。

○政府委員（小平久雄君） 先ほども申しましたとおり、各共済の関係、それから政府の関係各省、これらで今後も引き続きに検討したいと、かように考えております。

○委員長（小林武治君） 本日は、この程度といたします。

次回は、四月十七日午前十時開会とし、本日は散会いたします。

午後四時二十四分散会

四月十日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、地方自治法の一部を改正する法律案（衆）

地方自治法の一部を改正する法律案

法律

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

則第八条中「政令で定める事務」

を「職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)、失業保険法(昭和二十二年法律第百四十六号)及び失業保険特別会計法(昭和二十二年法律第百五十七号)並びに道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号)及び道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)の施行に関する事務」に改める。

附
錄

1 この法律は、昭和三十八年四月一日から施行する。

(従前の地方事務官に関する経過規定)

2 この法律の施行の際現に地方自治法附則第八条に規定する職員であつて健康保険法（大正十一年法律第七十号）、日雇労働者健康保険

法昭和二十八年法律第二百七号)、厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)、厚生保険特別會計法(昭和十九年法律第

十号)及び船員保険特別会計法(昭和二十二年法律第二百三十六号)並びに国民年金法(昭和三十四年法律第四百十一号)及び国民年金

特別會計法（昭和三十六年法律第六十三号）の施行に關する事務（以下この項において「健康保險等」に關する事務という。）に従事する者（社會保險審査官の職にある者を除く。以下「地方事務官」とい

うへは、別に辞令を發せられない限り、健康保険等に関する事務に従事する都道府県の職員となるものとする。

3 この法律の施行の際現に地方事

被官である者が引き続き都道府県の職員となつた場合におけるその者が受けるべき俸給その他の給与は、当該都道府県の条例の定めるところによるものとし、その俸給月額がこの法律の施行前の日で政令で定める日現在におけるその者の俸給月額に達しないこととなる場合においては、その調整のため

ゆ

4 この法律の施行の際現に地方事
業に従い条例で定めるところによ
り、手当を支給するものとする。

務官である者であつて引き続き都道府県の職員となつたもので、現

に休職を命ぜられ、若しくは懲戒処分を受けたものの休職若しくは懲戒又はこの法律の施行の際現に地方事務官である者であつて引き

繞き都道府県の職員となつたもの
に對するこの法律の施行前の事案
に係る懲戒処分に関しては、なお
従前の例による。この場合におい
て、この法律の施行後に懲戒処分

5 この法律の施行前に地方事務官
を、行なうこととなるときは、当該
都道府県知事が懲戒処分を行なう
ものとする。

6 この法律の施行の際現に地方事

ては、国家公務員等退職手当法
道府県の職員となつたものに対し
は、昭和三十八年法律第百八十二号
は、昭和三十八年法律第百八十二号
は、昭和三十八年法律第百八十二号

の規定による退職手当は、支給し

ない。この場合において、当該都道府県は、その者が地方事務官として引き続き勤続した期間（その者の都道府県の職員としての在職期間であつて、退職手当を支給されないで地方事務官としての在職期間に引き続いたものを含む。）を当該都道府県の職員としての在職期間に通算する措置を講ずるもの

とす

7 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過

措置は、政令で定める。

(社会保険審査官及び社会保険審

8 社会保険審査官及び社会保険審査会法（昭和二十八年法律第二百六号）の一部を次のように改正す

第二条中「地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）附則第八条に規定する職員」を「厚生省の職員」に改める。

9 この法律の施行の際現に社会保
査会法の一部改正に伴う経過規
定)

10 この法律の施行前に社会保険審

査官が行なつた審査の請求の受理、審査の決定その他の手続は、この法律による改正後の社会保険審査官及び社会保険審査会法による社会保険審査官が行なつた審査の請求の受理、審査の決定その他の手続とみなす。

11 厚生省設置法（昭和二十四年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

第三十八条の表中「四九、〇六四人」を「四九、一六一人」に、「四九、六三三人」を「四九、七三〇人」に改める。

（厚生省設置法の一部改正に伴う経過規定）

12 厚生省本省の定員は、この法律による改正後の厚生省設置法第三十八条及び厚生省設置法の一部を改正する法律（昭和三十七年法律第 号）附則第二項の規定にかかわらず、昭和三十八年四月一日から同年五月十五日までの間は、四万九千百七十八人とする。

昭和三十七年四月二十日印刷

昭和三十七年四月二十一日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局